

平塚市公共施設等総合管理計画

令和3年（2021年）5月改定

平塚市

はじめに

日本社会では、人口減少と少子高齢化が進行し、これから先も加速するものと見込まれています。このような社会状況を踏まえ、国や地方自治体は、限られた経営資源で質の高い行政サービスを提供し続けるために、様々な施策の見直しを求められるようになりました。

こうした課題を背景として、国は平成27年に公共施設やインフラ施設(以下「公共施設等」という。)の在り方を見直す必要性を示しました。この中で、公共施設等について、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」と言及しています。

これを踏まえ、本市は平成27年11月に「平塚市公共施設等総合管理計画」を策定し、これまで建設した公共施設等の老朽化への対応などを決めました。以来、本計画に則って、公共施設等に求められる役割の変化などを考慮しながら、中長期的な視点でその最適化に取り組んできました。

このたび、計画期間の中間年を迎えるにあたり、本計画を改定しました。国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の新たな視点や、国の動向・経済情勢を踏まえるとともに、これまでの取組から得た情報や知見を反映しています。

今後も継続的に本計画を見直しながら、将来にわたり持続可能な管理運営を実現し、市民共有の財産として将来世代へ引き継いでいけるよう、公共施設等の最適化を着実に進めてまいります。

令和3年(2021年)5月

平塚市長 落合克宏

目 次

第1章	計画策定の背景と目的	
1	背景と目的	1
2	位置付け	1
3	計画期間	2
4	対象範囲	2
第2章	本市の沿革	
1	人口動向	3
2	財政状況	4
	(1) 歳入について	4
	(2) 歳出について	5
	(3) 市債と基金について	6
	ア 市債	6
	イ 基金	6
	(4) 有形固定資産減価償却率の推移	7
	(5) 公共施設等の中長期的な経費の見込み等	8
第3章	本市の保有する公共施設の現状	
1	施設分類別保有状況	9
2	年度別整備状況	10
3	公共施設の保有量	12
4	公共施設の更新費用	13
第4章	公共施設の課題と解決手法	
1	公共施設の課題	14
	(1) 新たな市民ニーズへの対応	14
	(2) 財政の状況	14
	(3) 公共施設の維持管理・更新問題	14
2	公共施設の課題解決手法	15
	(1) 公共施設の最適化	16
	(2) 公共施設総合的管理	17
	(3) コストの見直し	18
	ア ライフサイクルコストの考え方	18
	イ 見直し手法	18
	(4) 予防保全による長寿命化	19
	ア 長寿命化に向けた考え方	19
	(ア) 建物の保全に対する考え方	19
	(イ) 長寿命化の対象とする建物	20
	(ウ) 長寿命化の推進に向けた具体的な考え方	20
	イ 長寿命化による効果の試算	21
	(5) 安心・安全の確保	22
	ア 施設保全体制の強化	22
	イ 公共施設の耐震化	23
	(6) 公共施設の管理目標	24
	ア 進捗状況	24
	イ 管理目標の見直し	24
	ウ 管理目標	25

平塚市公共施設等総合管理計画

第5章 本市の保有するインフラ施設の現状	26
1 施設分類別保有状況	26
(1) 道路	26
(2) 橋りょう	26
(3) 公共下水道関連施設	26
(4) 公園	27
(5) 漁港	27
(6) 準用河川	27
2 年度別整備状況	28
3 インフラ施設の更新費用	30
第6章 インフラ施設の課題と解決手法	31
1 インフラ施設の課題	31
2 インフラ施設の課題解決手法	31
(1) 維持管理の適正化	32
(2) 予防保全による長寿命化	32
ア 長寿命化に向けた考え方	32
イ 長寿命化による効果の試算	32
(3) 安心・安全の確保	34
ア 施設保全体制の強化	34
(ア) 道路	34
(イ) 橋りょう	34
(ウ) 公共下水道	34
(エ) 漁港	35
イ インフラ施設の耐震化	35
(4) インフラ施設の管理目標	35
第7章 総合管理計画の推進	36
1 施設類型ごとの管理に関する基本方針	36
(1) 地域別施設等	36
(2) 生涯学習・文化等施設	36
(3) 福祉・健康こども系施設	36
(4) 中心市街地関連施設	36
(5) 農林水産系施設	36
(6) 生活・環境系施設	37
(7) 庁舎施設	37
(8) 学校施設	37
(9) 一般公園施設	37
(10) スポーツ系施設	37
(11) 住宅施設	37
(12) 病院施設	37
(13) 道路	38
(14) 橋りょう	38
(15) 公共下水道	38
(16) 漁港	38
2 計画の推進体制	39
(1) 専門組織による推進体制	39
(2) 組織横断的な推進体制	39

平塚市公共施設等総合管理計画

(3) 財源	39
(4) 進捗管理	39
3 市民との情報共有	39
4 民間活力の導入	40
5 ユニバーサルデザイン化の推進方針	40
6 広域的な連携	40
用語集	41

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

本市はこれまで、時代の潮流や住民意識の変化等を踏まえ、市民ニーズの多様化、高度化等に適切に対応し、市民一人一人が快適な生活環境のなかで、生きがいを持ち、健やかな生活を営むことのできる、人間性豊かな都市づくりを目指してきました。

そのために、市民の社会参加や余暇活動等の市民ニーズへの対応として、生涯学習施設や集会施設あるいはスポーツ施設等の様々な「場」となる公共施設の整備を進め、また、生活の基盤である道路、橋りょう、下水道を始め各種インフラ施設の整備に努め、魅力ある平塚としてのまちづくりを進めてきました。

しかし、少子高齢化の進行や人口減少による社会構造の変化に伴い、整備した当時と市民ニーズが大きく変わってきています。また、昭和45年以降の20年間に整備された公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）が集中的に更新・改修時期を迎え、多額の更新費用が見込まれています。一方で税収の伸び悩み、高齢化等に伴う社会保障費の増大等近年の厳しい財政状況の中、新たな公共施設等の整備、拡充は容易ではありません。

このような状況を踏まえ、公共施設等について在り方の見直しをおこない、将来にわたって安心・安全を確保し、有効に活用することを考えていく必要があります。公共施設等の全体の状況を把握し、それらについて長期的な視点と計画性をもって更新・改修・統廃合等を行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、将来にわたって持続可能かつ最適な管理運営を実現するために、平成27年11月に「平塚市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し取組を推進してきました。この考え方は、本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画」（以下「総合計画」という。）に示す、SDGs（持続可能な開発目標）を意識したまちづくりの基本姿勢とも整合するものです。

この度、計画期間の中間年に至り、策定からこれまでの取組や市を取り巻く状況の変化を把握し、計画に反映させて取組を進めるために総合管理計画を改定します。

2 位置付け

総合計画及び関連する諸計画との整合を図りつつ、各政策分野における主に公共施設等の取組に関して組織横断的な方針を示すものです。

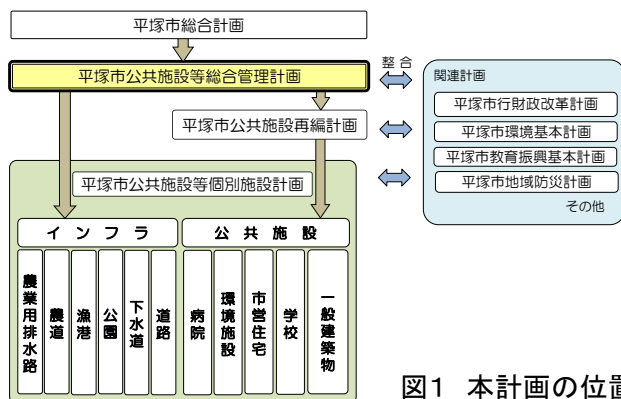


図1 本計画の位置付け

3 計画期間

計画的な取組の実行に際しては、中長期的な視点での検討が不可欠となります。また、現実性・実効性のある計画期間とする必要があることから、総合計画と整合を図りながら、概ね5年を周期として見直しを行い、情報・知見の蓄積状況を反映させ、10年以上の計画期間となるように計画を更新していきます。

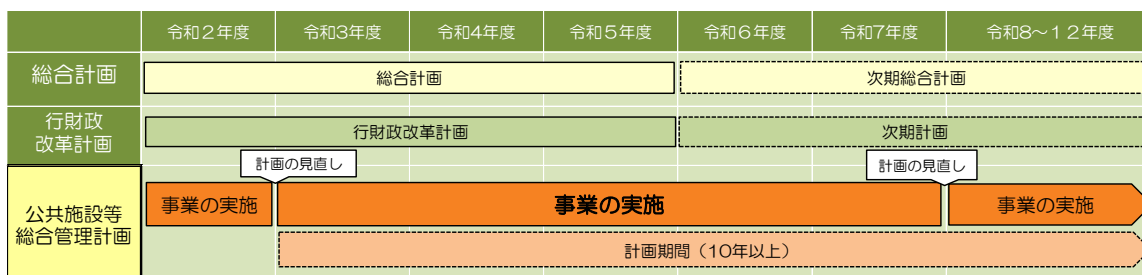


図2 計画期間

4 対象範囲

本計画の対象とする市有財産は、公有財産に分類されるもので、本市が所有する全ての公共施設及び道路・下水道・公園・漁港・農道・農業用排水路・準用河川のインフラ施設とします。

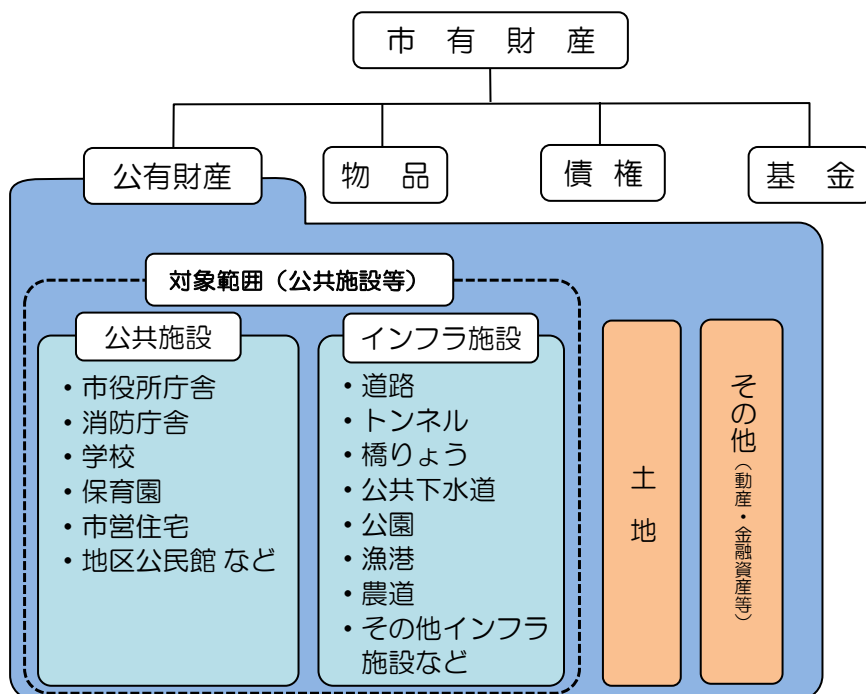


図3 本計画の対象範囲

第2章 本市の沿革

1 人口動向

本市の人口は、昭和7年の市制施行時に36,028人で県下4番目の市となり、戦後周辺の1町7村を合併し、昭和32年に現在の市域となりました。昭和35年からの国勢調査に基づく人口動向は、ほぼ一貫して増加し、昭和55年に20万人、市制60周年の平成4年には25万人を突破しました。その後、平成22年の約26万人をピークに減少に転じ、令和2年1月1日現在、約25万8千人となっています。

人口構成を見ると、年少人口は昭和55年に約5万5千人であった以降一貫して減少しており、令和2年現在は約3万人とピーク時から約4割減少しています。対照的に老年人口は一貫して増加しており、平成2年に約2万2千人であった老年人口は、令和2年現在約7万2千人と30年間で約3倍に増加しています。生産年齢人口は、昭和40年以降、多少の増減をしながら総人口の7割以上を占めていましたが、近年は減少しています。今後25年間の推計においても、これらの傾向は続き、特に老年人口は令和27年に総人口の4割に達するものと推計されています。

本市が公共施設等を多く整備した昭和45年以降の20年間に着目すると、人口が著しく増加した時期であり、年少人口及び生産年齢人口の合計が総人口の約9割以上を占めていました。その後、人口が減少に転じ、老年人口比率が上昇するなど、大きく社会構造が変化していることから、公共施設等に求められる役割も整備当時から変化していると言えます。

こうした状況を踏まえ、将来世代に負担を少なく市民の貴重な財産として公共施設等を最適な状態で引き継ぐために、計画的に取組を進めていく必要があります。

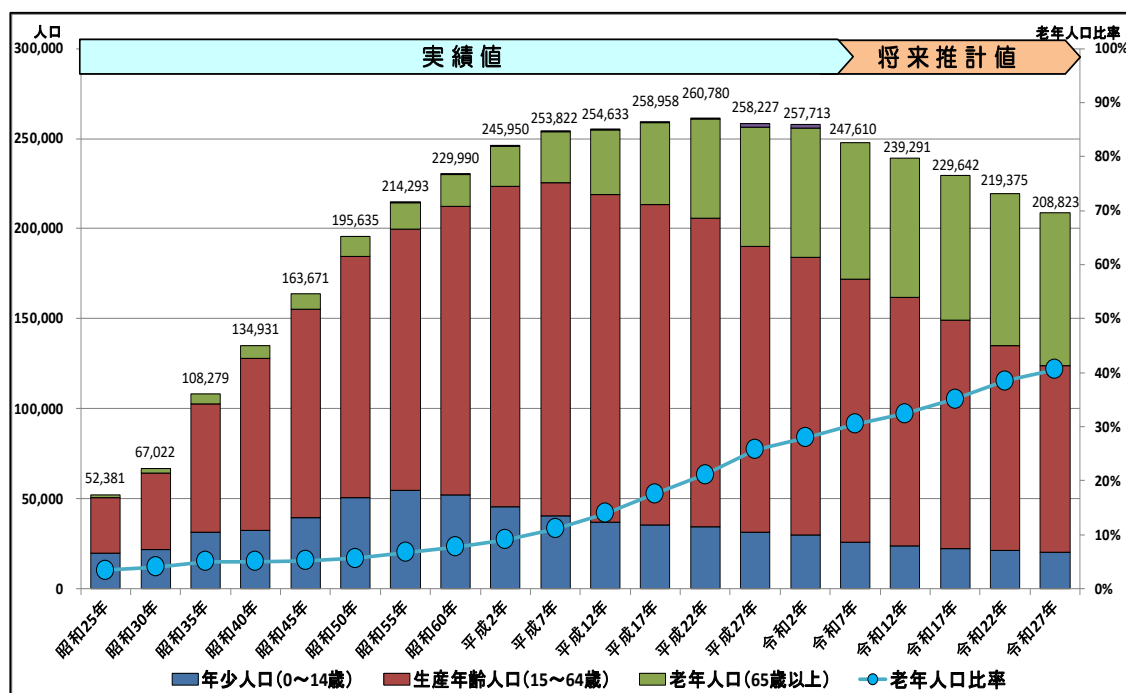


図4 人口の推移と構成

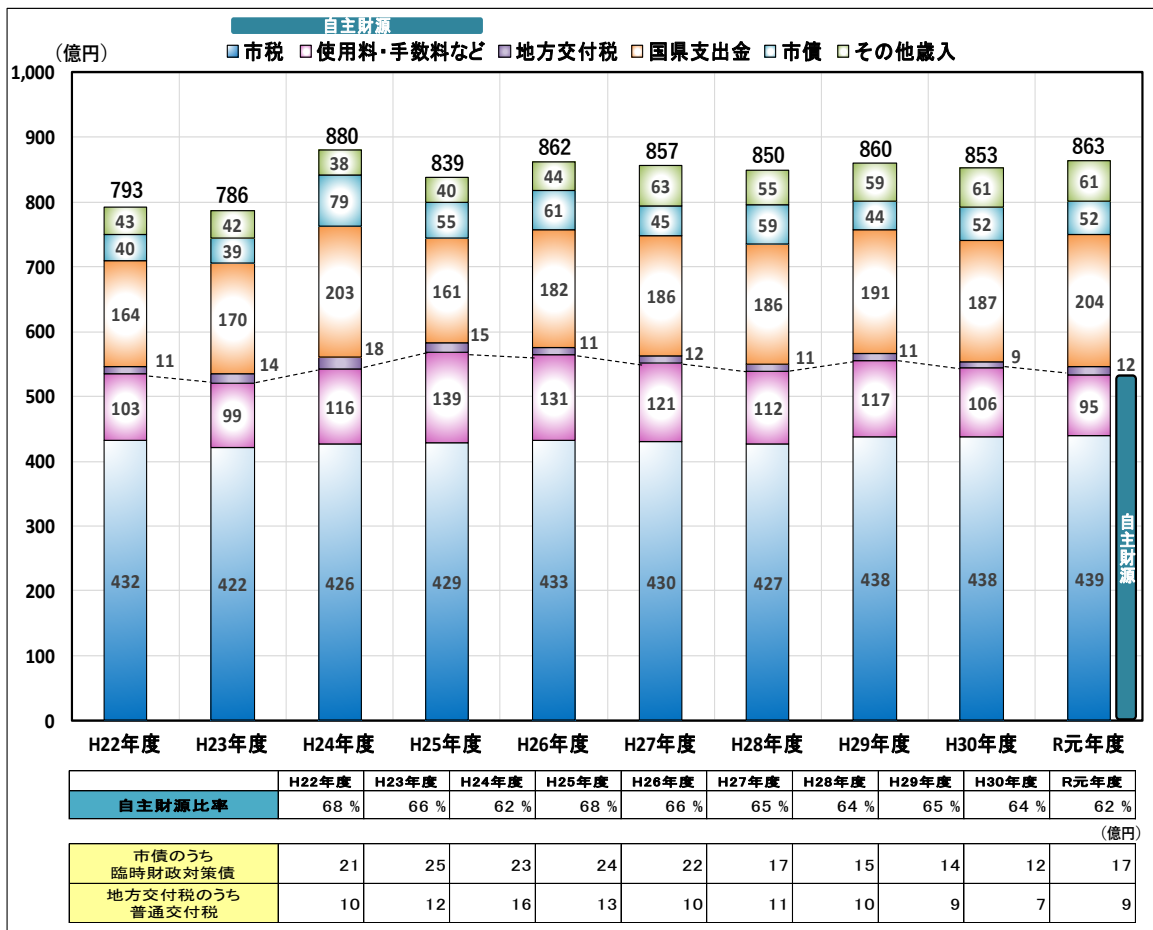
※昭和25年～平成27年は「各年度国勢調査結果」(総務省統計局)による。また、令和2年については平塚市の推計人口令和2年1月1日現在から。令和7年～令和27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」による。

2 財政状況

(1) 歳入について

過去10年間の状況を見ると、歳入総額は増加しているものの、本市が自主的に収入することができる財源である自主財源の比率は減少しており、自主的な財政運営が難しくなる傾向にあります。また、歳入の根幹となる市税収入は平成20年秋の世界的金融危機により大幅に減少した後、ここ10年間は同程度で推移しています。この減収を補うため、臨時財政対策債の発行や、財政調整基金の取崩しなどにより対応しており、平成22年度以降は普通交付税の交付団体となっています。

歳入全体では、緩やかな景気の回復が反映され、令和元年度には法人市民税の減少などがあるものの、個人市民税の増加等の要因により前年度から微増しています。今後、税制改正等の国の動向等による変動の可能性はありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済への影響や、人口減少及び少子高齢化が進行することによる影響を考慮すると、歳入総額の大きな増加は見込めないと想定して、健全な財政運営に向けて対策を講じていく必要があります。



※各年度市町村決算カードを基に、表示単位未満を四捨五入するなどして作成

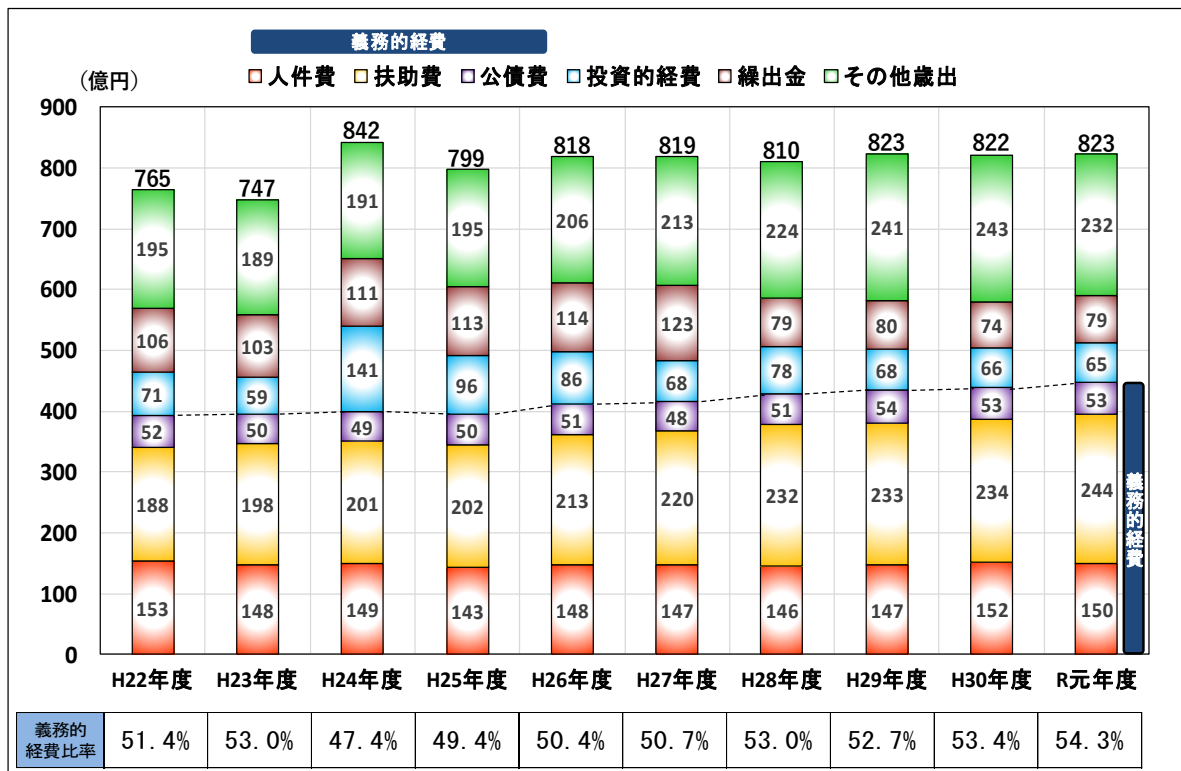
図5 直近10年間の歳入の状況

(2) 歳出について

過去10年間の状況を見ると、義務的経費のうち人件費は、定員管理と給与適正化の推進等により平成21年度まで減少してきましたが、平成22年度以降は横ばい傾向となっています。一方、扶助費は平成22年度に約188億円でしたが、令和元年度には約244億円と約30パーセント増加しています。また、公債費も年度によって増減はありますが増加傾向です。

公共施設等の建設や改修等に関する投資的経費は、平成24年度に新庁舎建設事業や環境事業センター整備事業を実施したことで約141億円と一時的に増加しましたが、令和元年度では約65億円となっています。

歳出全体では、今後も扶助費及び公債費を中心とした義務的経費の増加が見込まれる一方で、投資的経費についても、老朽化に伴う更新や大規模な改修等への対応の集中により費用の増加が予想されています。限られた財源の中、将来にわたって持続可能で最適な管理運営を実現するためには、中長期的かつ総合的な視点で公共施設等にかかる費用の削減や平準化に取り組む必要があります。



※各年度市町村決算カードを基に、表示単位未満を四捨五入するなどして作成

図6 直近10年間の歳出の状況

(3) 市債と基金について

ア 市債

学校、公民館及び病院などの公共施設や、道路、公園及び下水道などのインフラ施設は、長い間多くの市民に利用されますが、建設や改修時には一時的に多額の支出が必要となります。市債には「現在の市民と将来の市民の負担を公平にする役割」があるため、それらの建設事業等では市債を借り入れ、長期に及んで返済することが一般的です。令和元年度末の市債残高は約1,042億円ですが、このうち一般会計分の市債は約544億円です。市債の返済等に要する経費は義務的経費の公債費として支出するため、過度な借り入れは財政圧迫の要因となることから計画的な市債の発行を行っています。

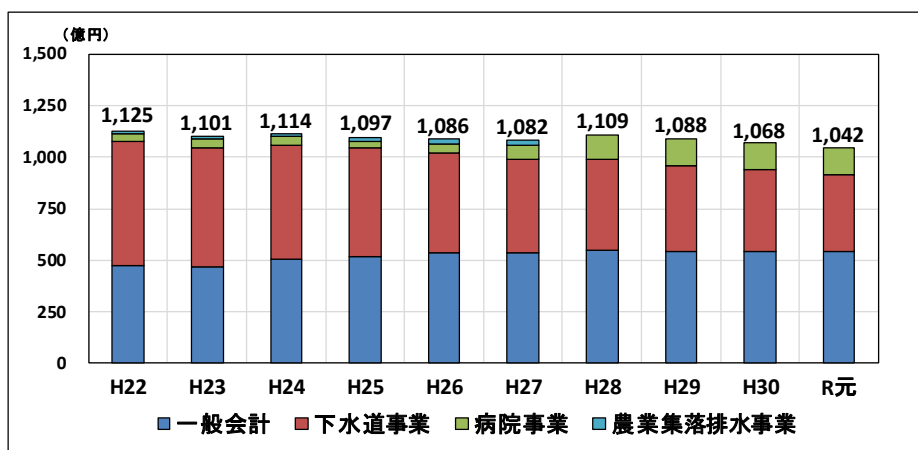


図7 市債残高の推移

イ 基金

令和元年度末における本市の基金残高は約184億円です。基金はその目的によって、用途が特定されていない財政調整基金や、公共施設の整備保全のための公共施設整備保全基金などに分かれています。公共施設整備保全基金は、効率的な予防保全の実施や、老朽化が進む公共施設の建替え、改修及び解体等に対応するために積み立てています。必要な事業を着実に実施していくための重要な財源であり、効果的に活用して取組を進めます。

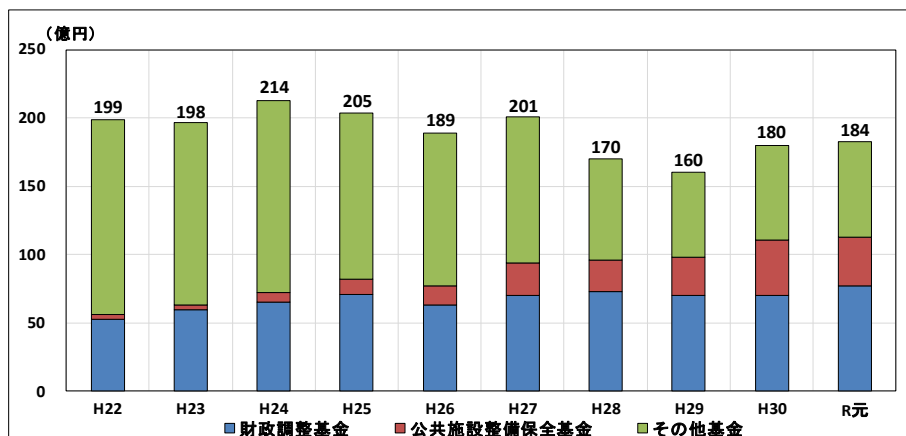


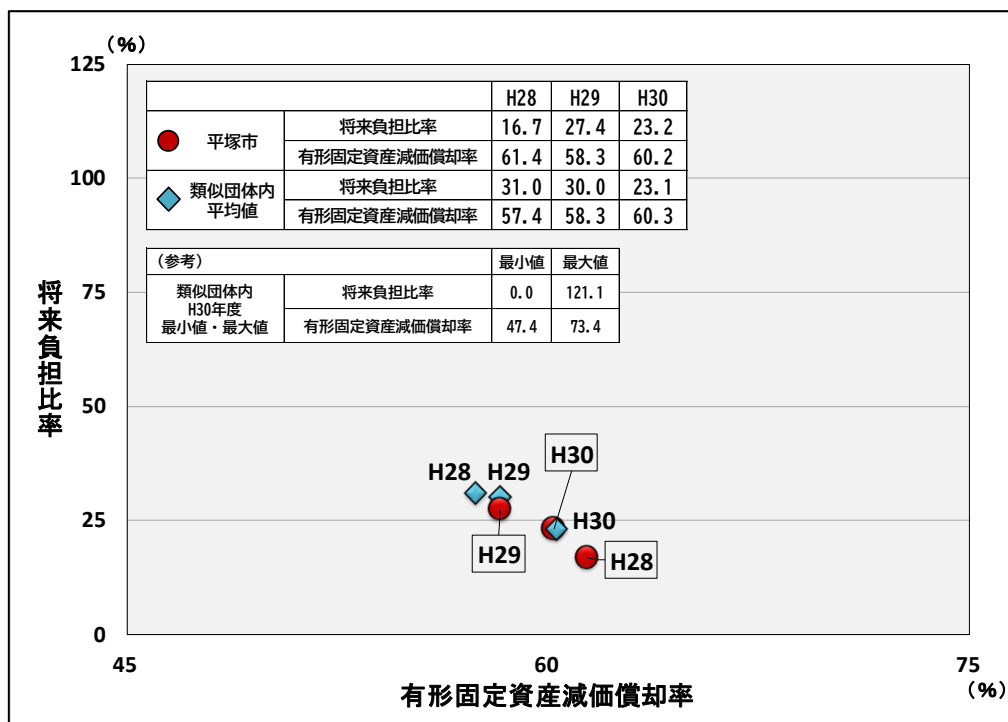
図8 基金残高の推移

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

本市が所有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は土地や建物などといった資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇します。

この有形固定資産減価償却率と将来負担比率という指標を組み合わせることで、自治体の財政状況を把握する考え方があります。将来負担比率とは、市債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額などの将来負担すべき実質的な負債が、標準的な財政規模に対してどの程度の比率であるかを表す指標で、この数値が大きいくほど将来的に財政を圧迫する可能性が高いと言えます。この2つの財政指標を組み合わせることで、本市の将来的な財政負担について総合的に捉えます。例えば、必要な公共施設等の更新を実施せずに投資的経費を単純に抑制して財政調整基金に積み立てれば、将来負担比率は改善（低下）しますが、有形固定資産減価償却率は悪化（上昇）します。このことは、将来負担比率が低くても有形固定資産減価償却率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性を示します。

図9は、本市の過去3年間の有形固定資産減価償却率と将来負担比率の推移を、全国の市町村のうち人口及び産業構造等が本市と類似する団体の平均値と共に示したものです。これによると、本市の有形固定資産減価償却率と将来負担比率はどちらも類似団体の平均値と概ね同程度であり、公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取組を引き続きバランスよく進めていく必要があります。



※神奈川県ホームページ「財政状況資料集(平成30年度)」を参照
 ※「類似団体」とは、総務省が取りまとめる財政状況資料集において、人口及び産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した際に、本市と同じグループに属する29団体を指す。

図9 有形固定資産減価償却率と将来負担比率の推移

平塚市公共施設等総合管理計画

(5) 公共施設等の中長期的な経費の見込み等

本市の公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費について、長寿命化に取り組んだ場合の効果等を示して、一般会計、特別会計及び公営企業会計ごとに把握します。ただし、公営企業会計のうち下水道施設は、令和2年度に策定予定のストックマネジメント計画において示すことから対象から除きます。

経費の見込み額は、主に13ページ、30ページ等で示す更新費用の試算に基づき算出しており、建築物にかかる「維持管理・修繕①」の費用は、令和元年度版「平塚市公共施設白書(別冊)」を参考に算出しています。

この推計は多くの不確定要素に左右される可能性を含んだものではありませんが、中長期的な視点で経費の見込みを確認すると、財政負担の軽減・平準化に取り組むに当たり、長寿命化対策の有効性が示されていると言えます。

なお、長寿命化とは、定期的に公共施設等を点検し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、修繕費用を抑えて施設の耐用年数を延ばす手法のことを言います。

表1 今後10年間の経費の見込み

【令和2年度から10年間】		今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み						(百万円)	
		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策等の効果額④-⑤	現在要している経費 (過去10年総額)	財源見込み
一般会計	建築物(a)	3,181	45,659	4,740	53,580	96,016	-42,436	52,181	地方債や基金等
	インフラ施設(b)	3,020	1,452	601	5,073	7,011	-1,938	3,960	
	計(a+b)	6,201	47,111	5,341	58,653	103,027	-44,374	56,141	
特別会計 公営企業会計	建築物(c)	1,433	2,988	1,429	5,850	8,521	-2,671	17,704	地方債
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)	1,433	2,988	1,429	5,850	8,521	-2,671	17,704	
建築物計(a+c)		4,614	48,647	6,169	59,430	104,537	-45,107	69,885	
インフラ施設計(b+d)		3,020	1,452	601	5,073	7,011	-1,938	3,960	
合計(a+b+c+d)		7,634	50,099	6,770	64,503	111,548	-47,045	73,845	

【備考】
 ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
 ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
 ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
 ※ 改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
 ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
 ※ 地方債: 主に公共施設等適正管理推進事業債など。
 ※ 基金: 平塚市公共施設整備保全基金のこと。令和2年6月1日付け残高は約36億円。

表2 今後30年間の経費の見込み

【令和2年度から30年間】		今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み						(百万円)	
		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策等の効果額④-⑤	現在要している経費 (過去10年総額×3)	
一般会計	建築物(a)	9,544	102,809	57,607	169,960	241,224	-71,264	156,544	
	インフラ施設(b)	16,075	3,504	2,706	22,285	28,701	-6,416	11,880	
	計(a+b)	25,619	106,313	60,313	192,245	269,925	-77,680	168,424	
特別会計 公営企業会計	建築物(c)	4,299	13,450	7,477	25,226	32,010	-6,784	53,112	
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)	4,299	13,450	7,477	25,226	32,010	-6,784	53,112	
建築物計(a+c)		13,843	116,259	65,084	195,186	273,234	-78,048	209,656	
インフラ施設計(b+d)		16,075	3,504	2,706	22,285	28,701	-6,416	11,880	
合計(a+b+c+d)		29,918	119,763	67,790	217,471	301,935	-84,464	221,536	

【備考】
 ※表内の単語の定義は、表1「今後10年間の経費の見込み」の備考のとおり

第3章 本市の保有する公共施設の現状

1 施設分類別保有状況

本市が保有する公共施設は、令和2年4月1日現在で397施設、1,357棟です。総延床面積では、約74.6万平方メートルです。この中には小中学校や幼稚園といった学校教育施設、公民館や図書館といった生涯学習施設等の様々な施設を含んでいます。また、公園に設置された簡易な施設や廃棄物処理施設等の特殊な用途の施設も含まれます。

これらの各種公共施設を分類別に施設数、棟数、延床面積等で集計すると表3のとおりです。

表3 公共施設の施設分類内訳

大分類	小分類	具体施設	大分類施設数	延床面積(m ²)	小分類施設数	棟数	延床面積(m ²)
学校教育施設	学校施設	小学校、中学校	51	327,759.05	43	485	319,121.16
	幼児教育施設	幼稚園			4	18	2,892.56
	その他教育施設	子ども教育相談センター、学校給食共同調理場等			4	11	5,745.33
生涯学習施設	社会教育施設	中央公民館、各地区公民館	53	121,166.44	26	61	29,315.58
	文化・教育施設	図書館、博物館、美術館			7	13	25,064.06
	青少年施設	青少年会館、びわ青少年の家、子どもの家			6	19	4,746.55
	文化財施設	埋蔵文化財調査事務所等			4	8	2,480.71
	スポーツ施設	総合体育館、平塚競技場、庭球場等			10	26	59,559.54
公園施設	総合公園 公園施設	総合公園管理事務所、レストハウス等	105	5,453.26	5	21	2,810.95
	その他公園施設	高麗山公園レストハウス、公園施設等			100	169	2,642.31
医療・社会福祉施設	次世代育成施設	保育園、学童保育施設	25	63,953.21	12	35	5,772.44
	高齢者等福祉施設	福祉会館、高齢者技能センター等			7	21	11,898.01
	その他福祉施設	栗原ホーム、町内福祉村等			4	3	2,854.25
	医療施設	市民病院、保健センター			2	20	43,428.51
産業振興施設	産業振興施設	勤労会館	7	3,435.57	1	2	1,100.55
	農業・水産施設	水産物卸売市場、揚水ポンプ場等			6	13	2,335.02
生活関連施設	環境衛生施設	聖苑、小動物焼却場等	16	41,987.05	2	4	3,732.13
	廃棄物処理施設	環境事業センター、粗大ごみ破砕処理場等			4	17	27,285.19
	下水道施設	各ポンプ場、農業集落排水処理施設等			10	15	10,969.73
住宅施設	市営住宅	市営住宅	13	74,293.81	13	122	74,293.81
安全防災施設	消防施設	消防出張所、消防分団	69	7,695.53	25	32	6,948.58
	防災施設	防災倉庫等			44	44	746.95
その他施設	市庁舎等事務所	本庁舎、各分庁舎等	58	100,403.84	6	26	42,385.84
	その他施設	上記分類以外のもの			52	172	58,018.00
合計			397	746,147.76	397	1,357	746,147.76

※令和2年4月1日現在

2 年度別整備状況

本市が保有する公共施設は、全国的な人口増加や経済発展などを背景に建設してきました。特に、昭和45年以降の20年間に総延床面積の64パーセントを集中的に建設しています。また、総延床面積を市民一人当たりへ換算した面積は2.89平方メートルです。

平成元年までに建設し、築後31年以上経過した建物は、総延床面積の68パーセントを占めており、今後建替えや大規模な改修を実施すべき時期を迎えます。集中的な多額の財政負担を要するこの問題にどう対応するか、また、建設当時と令和2年度現在では社会背景が大きく変化しており、多様化する新たな市民ニーズへも対応していく必要があります。

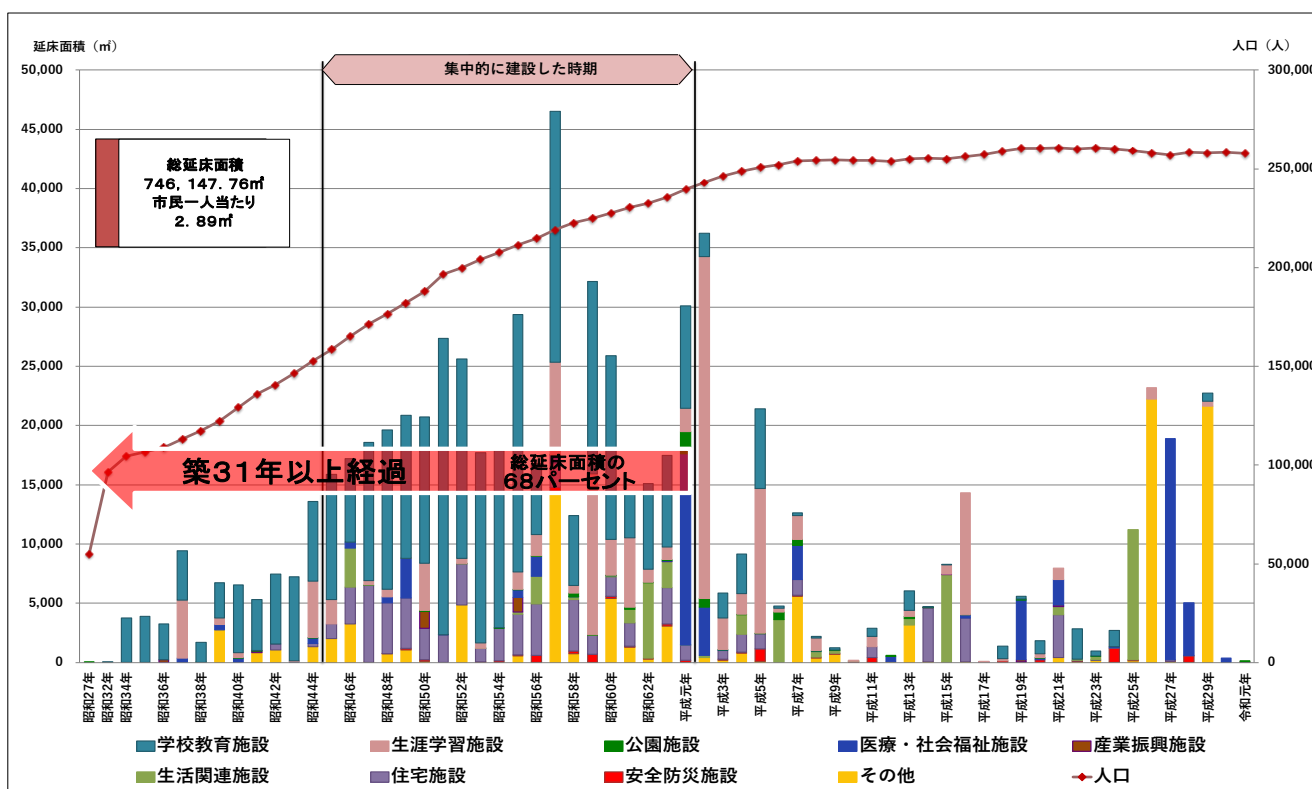


図10 年度別公共施設整備状況

公共施設にある棟別の経過年数比率をみると、築31年から築40年経過している棟数（昭和55年から平成元年までの10年間に建設されたもの）が34パーセントと最も多くなっています。また、築31年以上経過している棟数は869棟あります。これは全棟数の64パーセントに当たる数であり、そのうち約半数が学校教育施設です。

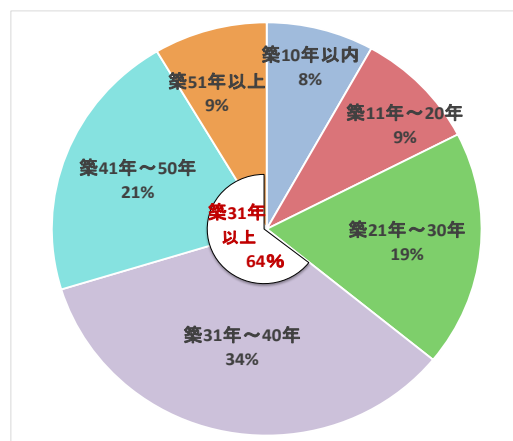


図11 棟別経過年数比率

平塚市公共施設等総合管理計画

表4 分類別の経過年数別棟数及び内訳比率

経過年数/分類		学校教育施設	生涯学習施設	公園施設	医療・社会福祉施設	産業振興施設	生活関連施設	住宅施設	安全防災施設	その他施設	合計
築10年以内	棟数	12	3	5	22	1	8	7	26	26	110
	(比率)	(2.3%)	(2.4%)	(2.6%)	(27.8%)	(6.7%)	(22.2%)	(5.7%)	(34.2%)	(13.1%)	(8.1%)
築11年～20年	棟数	21	13	27	13	6	5	18	3	21	127
	(比率)	(4.1%)	(10.2%)	(14.2%)	(16.5%)	(40.0%)	(13.9%)	(14.8%)	(4.0%)	(10.6%)	(9.4%)
築21年～30年	棟数	53	37	62	12	0	8	20	12	47	251
	(比率)	(10.3%)	(29.1%)	(32.6%)	(15.2%)	(0.0%)	(22.2%)	(16.4%)	(15.8%)	(23.8%)	(18.5%)
築31年～40年	棟数	197	51	80	11	4	13	36	28	45	465
	(比率)	(38.3%)	(40.2%)	(42.1%)	(13.9%)	(26.7%)	(36.1%)	(29.5%)	(36.8%)	(22.7%)	(34.3%)
築41年～50年	棟数	158	17	10	13	2	2	37	7	42	288
	(比率)	(30.8%)	(13.4%)	(5.3%)	(16.5%)	(13.3%)	(5.6%)	(30.3%)	(9.2%)	(21.2%)	(21.2%)
築51年以上	棟数	73	6	6	8	2	0	4	0	17	116
	(比率)	(14.2%)	(4.7%)	(3.2%)	(10.1%)	(13.3%)	(0.0%)	(3.3%)	(0.0%)	(8.6%)	(8.5%)
合計(棟数)		514	127	190	79	15	36	122	76	198	1,357

※令和2年4月1日現在

表5 分類別の築31年以上棟数及び内訳比率

大分類	小分類	大分類		小分類	
		築31年以上経過棟数	築31年以上棟総数に対する内訳比率	築31年以上経過棟数	築31年以上棟総数に対する内訳比率
学校教育施設	学校施設	428	49%	402	46%
	幼児教育施設			18	2%
	その他教育施設			8	1%
生涯学習施設	社会教育施設	74	8%	41	5%
	文化・教育施設			9	1%
	青少年施設			11	1%
	文化財施設			5	0%
	スポーツ施設			8	1%
公園施設	総合公園 公園施設	96	11%	12	1%
	その他公園施設			84	10%
医療・社会福祉施設	次世代育成施設	32	4%	23	3%
	高齢者等福祉施設			6	1%
	その他福祉施設			1	0%
	医療施設			2	0%
産業振興施設	産業振興施設	8	1%	2	0%
	農業・水産施設			6	1%
生活関連施設	環境衛生施設	15	2%	0	0%
	廃棄物処理施設			9	1%
	下水道施設			6	1%
住宅施設	市営住宅	77	9%	77	9%
安全防災施設	消防施設	35	4%	15	2%
	防災施設			20	2%
その他施設	市庁舎等事務所	104	12%	22	3%
	その他施設			82	9%
合計		869	100%	869	100%

※各分類の具体施設については9ページ表3を参照のこと。

3 公共施設の保有量

本市の公共施設の保有量を分析するため、全国の施行時特例市（25市）のうち、県内自治体（4団体）及び人口規模が比較的近い（25万～30万人）自治体（5団体）と比較を行います。各市が保有する公共施設の延床面積及び人口一人当たりで換算した保有量を比較すると、本市はほぼ平均値に近い位置にありますが、市町村合併をしていない自治体のみで比較した場合、保有量は最も多く、人口一人当たりの保有量も2番目に多いことが分かります。人口規模だけでなく市域面積も本市と近い大阪府茨木市との比較においても、本市は公共施設を多く保有しています。

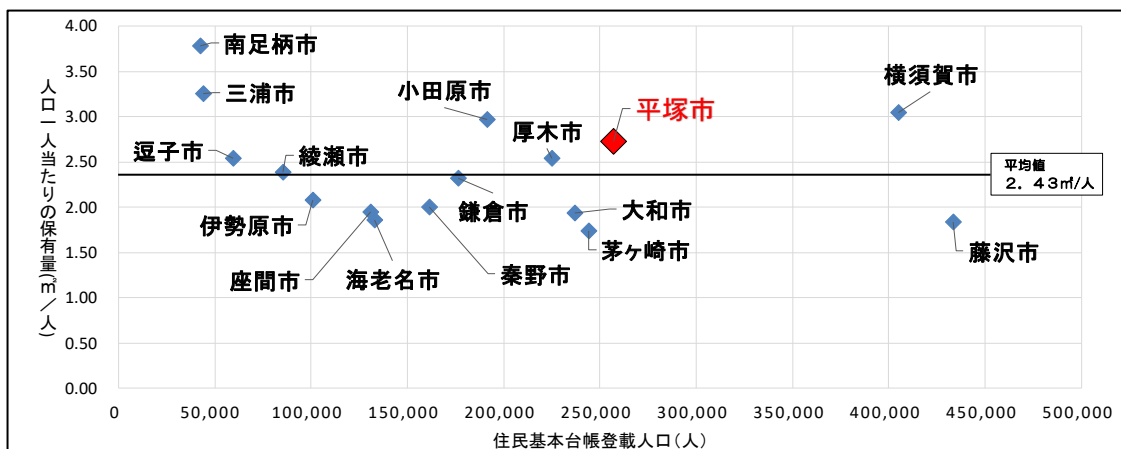
次に、県内の政令指定都市を除く各市とも、人口一人当たりの保有量を比較します。本市の人口一人当たりの保有量は各市の平均値を上回っており、5番目に多くの保有量であることが分かります。

今後の財政状況や人口推移等を勘案しながら、将来世代の負担にならないよう、最適な保有量で行政サービスを提供していく必要があります。

表6 近隣及び類似自治体比較表

都道府県	市区町村	人口一人当たりの保有量(m ² /人)	公共施設延床面積(m ²)	住民基本台帳人口(人) H31.1.1時点	市域面積(km ²)	平成30年度歳入決算	平成30年度歳出決算	平成30年度普通建設事業費	市町村合併
神奈川県	平塚市	2.73	702,604	257,113	67.82	85,271	82,227	6,584	無
神奈川県	小田原市	2.97	569,133	191,557	113.81	75,837	72,159	11,186	無
神奈川県	茅ヶ崎市	1.74	425,125	243,931	35.70	79,785	74,813	10,458	無
神奈川県	厚木市	2.54	571,681	225,089	93.84	94,108	90,124	14,282	無
神奈川県	大和市	1.94	460,890	237,112	27.09	76,606	74,381	8,395	無
埼玉県	草加市	1.66	413,647	248,488	27.46	75,260	70,498	5,578	無
新潟県	長岡市	4.66	1,262,749	271,011	891.06	127,330	125,662	18,174	有
静岡県	富士市	2.98	758,093	254,110	244.95	88,666	85,624	15,256	有
大阪府	茨木市	2.48	699,310	282,018	76.49	88,165	86,204	5,903	無
兵庫県	加古川市	2.56	681,229	265,716	138.48	80,440	79,413	7,402	無
上記10自治体の平均		2.63	654,446	247,615	171.67	87,146,883	84,110,254	10,321,863	—
市町村合併無自治体の平均		2.33							

※上記表中、公共施設延床面積は「平成30年度市町村公共施設状況調査」を参照。その他の情報は、「平成30年度市町村決算カード」を参照。市町村合併はいわゆる平成の大合併を対象にしている。



※「平成30年度市町村公共施設状況調査」及び「平成30年度市町村決算カード」を参照

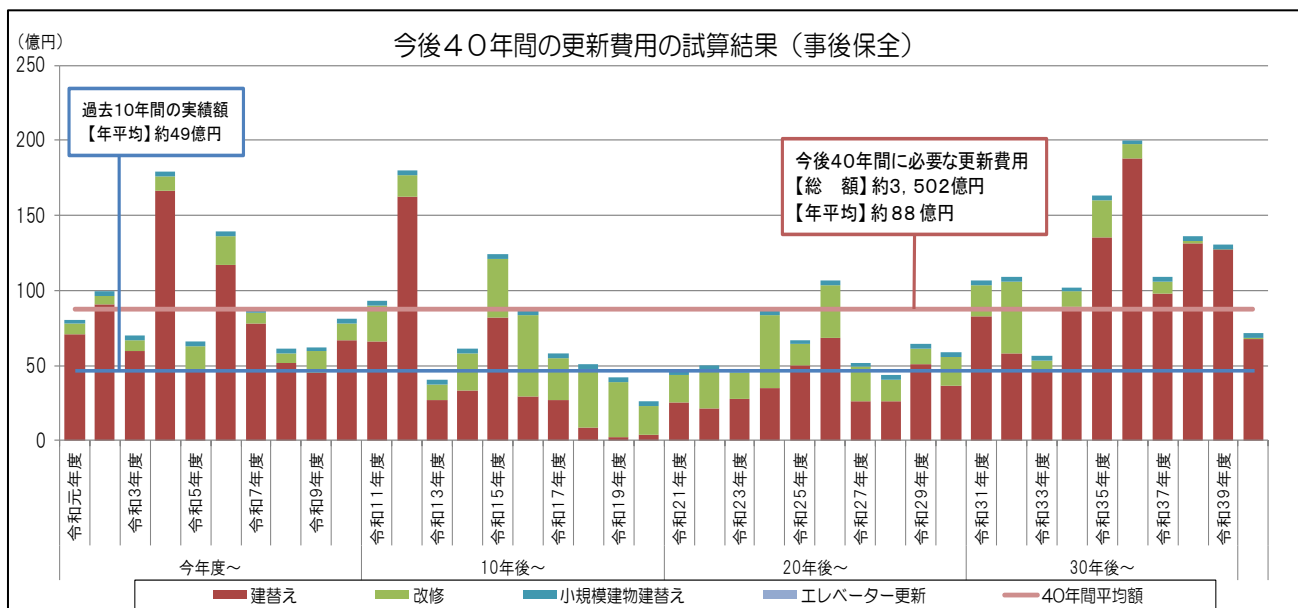
図12 県内各市(政令指定都市を除く)の市民一人当たりの床面積と人口の関係

4 公共施設の更新費用

本市の公共施設は、築31年以上の棟が全棟数の64パーセントを占めており、今後一斉に建替えや大規模な改修を実施すべき時期を迎えます。そこで本市が保有する施設の規模を将来にわたって維持し続けると仮定した場合の建替え等にかかる費用について、試算を行います。

試算の対象とする施設は、一般会計から支出する公共施設とします。特定の事業を行うために財源確保を別に行う特別会計の競輪施設や、施設の取得や改修にかかる経費を減価償却費として計上する公営企業会計の下水道施設及び医療施設については、試算の対象から除きます。また、実際の施設整備事業において活用が見込まれる各種補助金を考慮していません。さらに、従来の事後保全による対応を基本とし、実績等を参考に用途に応じた建替えや改修等の単価を設定して、今後40年間の試算を行いました。

試算の結果、今後40年間で合計約3,502億円、年平均で約88億円が必要であるという結果になりました。これに対して、過去10年間に公共施設の建替えや改修に要した実績額は年平均で約49億円です。この試算結果からは、補助金の有無や社会情勢の変化などといった不確定要素を考慮しても、事後保全の考え方を続けながら保有する全ての施設を同規模・同構造で建て替えていくことは、大幅な費用負担の増加を要し、財政状況からみて明らかに困難であるということが言えます。



【試算の諸条件】

- 一般会計から支出する公共施設を対象とします。
- 事後保全による対応を基本とします。施設の耐用年数は、施設の機能的な寿命により同規模・同構造で建て替えると仮定し、用途に応じた建替えや改修等の単価を延床面積に乘じることで、今後40年間の更新費用を試算します。
- 建替えや改修に際し、その財源として市税等の一般財源をはじめ、各種補助金等の活用も当然見込まれますが、更新費用の推計金額については事業費ベースで試算しているため、これらを考慮していません。

図13 事後保全による更新費用の試算結果

第4章 公共施設の課題と解決手法

1 公共施設の課題

社会状況や財政状況、公共施設の整備状況を踏まえて公共施設の課題を整理します。

(1) 新たな市民ニーズへの対応

本市では、大阪万博が開催された昭和45年以降、全国的な人口増加、経済及び社会制度の発展を背景に、20年間にわたって公共施設を集中的に建設しました。豊かな社会となるにつれ物事の価値観が多様化し、公共施設に新しい価値が求められるようになり、例えば利用する方への配慮は、高齢の方だけではなく、障がいのある方や妊娠中の方等へも必要と考えられるようになってきました。このように、社会情勢の変化に伴い、公共施設を建設した当時には想定されていなかった、若しくは見過ごされがちであったバリアフリー性能や環境への配慮、防災機能等の安心・安全への備え等、公共施設に求められる価値観や存在意義が時代と共に変化している以上、こうした状況を踏まえて今後の公共施設の在り方を検討し、対応していく必要があります。

(2) 財政の状況

本市の歳出決算額を見ると、社会保障関係費である扶助費が直近10年間で約188億円から約244億円に増加し、限りある財源の中で比率を高めています。一方、歳入決算額を見ると、半分以上を占める市税収入は、平成22年度から令和元年度まで横ばいが続いています。また、資産を形成しない借金である臨時財政対策債を発行し、平成22年度以降普通交付税の交付団体となっています。今後も歳入面では人口構成の変化が予測されている中では大幅な増収は期待できない中で、歳出面では扶助費や公債費等の義務的経費の増加が予想されており、財政の状況は厳しさを増す見込みです。

このような状況では、市全体で財政負担の軽減や平準化に向けて取り組む必要があり、公共施設にかかる費用についても対応が求められます。

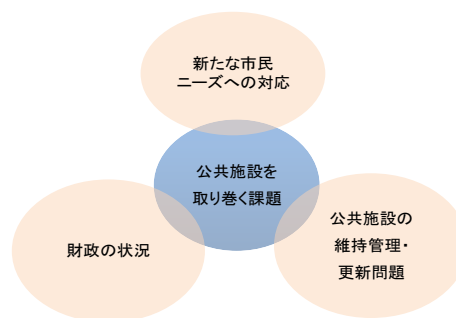
(3) 公共施設の維持管理・更新問題

本市の主要な公共施設は、昭和45年以降の20年間に集中的に建設してきました。集中して建設された公共施設は、集中して老朽化が進むことになり、同一期間に多額の更新費用が必要となります。従来の事後保全の考え方では、13ページの更新費用の試算のとおり、過去10年間に公共施設の建替えや改修に要した実績額に比べて大幅な費用負担の増加が見込まれ、現在保有する施設の規模を維持し続けることは難しいことが示されました。

将来にわたって持続可能かつ最適な公共施設の管理運営を目指すためには、従来の事後保全の考え方を転換し、中長期的かつ総合的な視点で選択と集中を進めることで、財政負担の軽減・平準化に取り組む必要があります。

2 公共施設の課題解決手法

公共施設を取り巻く3つの課題に対する解決手法として、「量」と「質」及び「コスト」の見直しを図ります。ここでいう「量」とは保有する公共施設の延床面積の総量であり、「質」とは公共施設の備える建物性能や、市民サービス水準としての「質」を指します。また、それらに起因する「コスト」の見直しを一体的に行うことで、財政負担の軽減及び平準化を目指します。具体的には次の6項目により課題解決を図ります。



公共施設の課題解決手法

I 公共施設の最適化 ～課題解決を図るに当たり3原則を掲げます～

II 公共施設総合的管理 ～総合的かつ中長期的な視点により取り組みます～

III コストの見直し ～施設にかかる経費や維持管理手法の見直しに取り組みます～

IV 予防保全による長寿命化 ～財政負担の平準化に取り組みます～

V 安心・安全の確保 ～施設保全体制の強化、耐震化に取り組みます～

VI 公共施設の管理目標 ～総量の数値目標を設定して取り組みます～

(1) 公共施設の最適化

公共施設の実態把握の中で、人口の推移、財政状況、将来の更新費用等を勘案すると、現在の公共施設をこのままの規模で保有し続けることは非常に厳しい状況であり、「量」の見直しが必要であることがわかりました。ただし、公共施設は責任を持って次世代へ引き継いでいくべき市民の貴重な財産であり、やみくもな公共施設の縮減は市民サービス水準の低下を招くだけでなく、市民生活そのものに重大な影響を与えかねません。そこで、人口規模、財政規模、市民ニーズ等の多面的かつ詳細な検討により、本市が保有する公共施設の最適化を図る取組が必要となります。

そこで、時代に合った持続可能な公共施設の在り方を目指して、次の3原則を設定します。

公共施設の最適化

原則1 施設の質的向上

- ・今後の公共施設は、1つの場所で様々なサービスが提供できる体制を目指します。
- ・既存施設の建替えや大規模改修等を実施する際は、環境に対する性能向上やバリアフリーに関する配慮等を積極的に取り組みます。

原則2 新たな施設建設の抑制

- ・新たな機能を持った施設は、原則として建設しません。
- ・既存施設の長寿命化を図り、建替えや改修時期の平準化を図ります。
- ・既存施設の建替えや大規模改修等を実施する際は、他の既存施設との複合化等を検討します。

原則3 床面積の総量縮減

- ・床面積を指標として、公共施設の延床面積の縮減に取り組みます。
- ・新たな施設を建設する際は、既存施設の廃止、縮小をセットで考えます。
- ・公共施設の統合や廃止を行う場合には、これまで提供されていたサービス機能の維持や補完等が図られるように検討します。

この原則に従い、目的別・地域別にデータを整理し、有効に活用されていない施設やその役割を終えたと判断した施設、廃止した施設の跡地等の取扱いは、原則として「未利用地等の利活用基本方針」に基づき利活用や売却又は貸付等を進め、利活用による費用の抑制や売却等による収入の確保により公共施設の最適化を図ります。

(2) 公共施設総合的管理

本市ではこれまでも公共施設を建設した後、耐震改修や部分的なバリアフリー化等、必要に応じて施設の改修等を行ってきました。しかし、社会的な要求水準の変化や、行政サービスの拡大等により、建替えを行うことも多く、結果として財政を圧迫してきました。今後の財政状況によると、古い施設を解体し、より大きな施設として建て替えていくような施設整備を続けることは難しく、これからは古い施設の長寿命化を目指し、効率的な保全を行っていくことが求められます。

そこで、本市ではストックマネジメントの手法を取り入れた「公共施設総合的管理」の考え方を導入し、総合的かつ中長期的な視点に立ち、限られた財源の中で、効率的で効果的な公共施設の管理に取り組んでいます。例えば、施設の保全については、従来の事後保全による解体・建替えという考え方から、予防保全による長寿命化・既存施設の有効活用という考え方への転換を図るために、長寿命化の推進に当たって、構造種別ごとの目標耐用年数の設定や、各建物の保全対象部位に着目した更新概念の取り入れなど、前提となる考え方を整理して取組を進めています。あわせて、保有する公共施設の情報を「公共施設保管理システム」で一元管理し、組織横断的に施策を展開するとともに、施設管理者向けの点検マニュアルを策定し、日常的な自主点検の重点化を進めています。

今後は個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、公共施設の最適化に向けた取組を推進します。

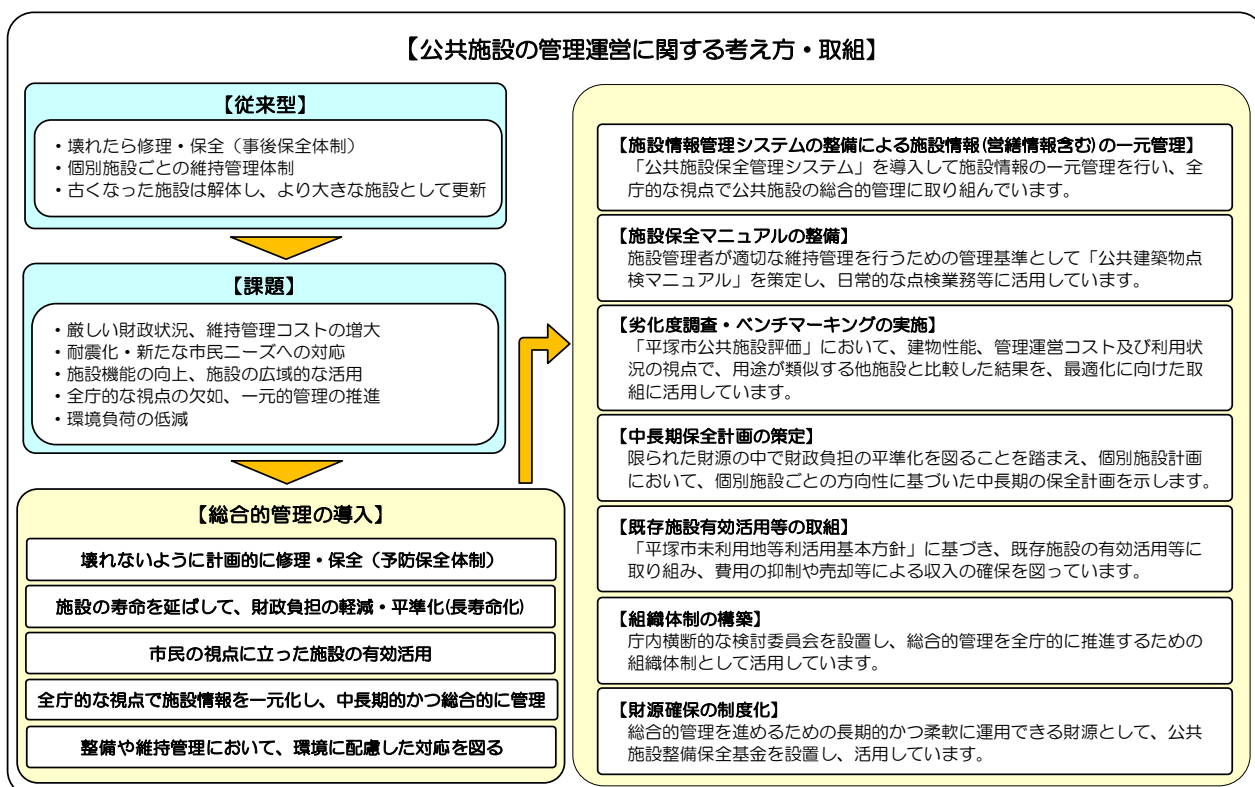


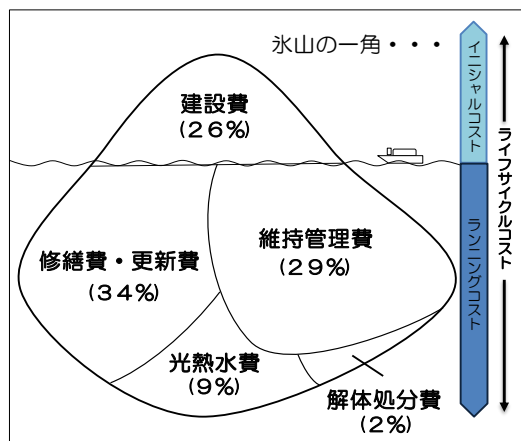
図14 公共施設総合的管理の概要

(3) コストの見直し

ア ライフサイクルコストの考え方

公共施設では、企画設計段階から解体までの全ての段階に費用が発生します。建物にかかる生涯費用はライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）で表されます。建物にかかる費用では建設費用ばかりが目目されますが、LCC全体に占める割合は4分の1程度であり、建設後の修繕費や維持管理費用の合計が大半を占めています。

このことから、公共施設にかかる費用の削減を図るためには、計画的な修繕や費用対効果の高い手法の導入等により、ランニングコストの削減に取り組むことが重要です。



※出典：一般財団法人建築保全センター
『平成31年版建築物のライフサイクルコスト第2版』、2019年、33頁

図15 LCCのイメージ図

イ 見直し手法

長期的な視点から建物の修繕等にかかる費用を削減するため、予防保全を導入し計画的な保全を行い、建物の長寿命化を図ります。また、費用削減に有効な事例については施設所管課などと情報を共有し、維持管理にかかる委託業務の一括契約等の新たな手法について

も検討します。さらに、受益者負担の考えに基づき、公共施設の使用料や手数料等については、サービスの原価に基づいて設定し、利用する人と利用しない人とが不公平とならないように配慮して費用の適正化を図ります。

このほか、複数の施設の利用実態を把握して、別々の場所で提供されている市民サービスを1つの公共施設でサービスを提供することや、空いた公共施設を他の用途に転用するなど、有効活用を図ることで結果的に費用削減が可能となります。こうした取組により、公共施設にかかる費用の見直しに取り組み、財政負担の軽減・平準化を図ります。

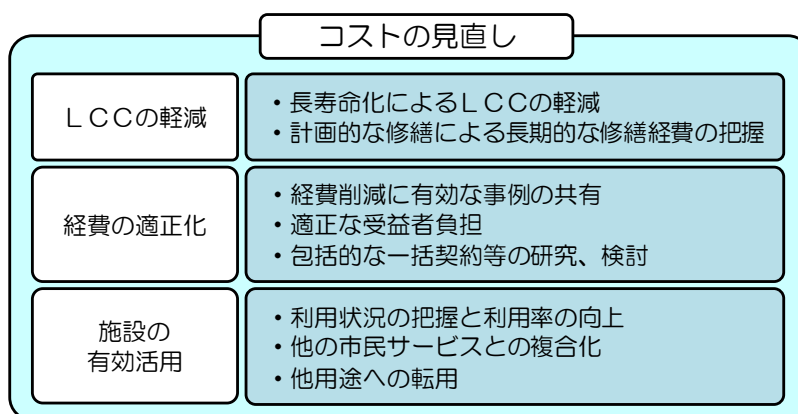


図16 コストの見直しにかかる要素

(4) 予防保全による長寿命化

ア 長寿命化に向けた考え方

総合的管理の考え方で軸となる、従来の事後保全から計画的な予防保全への考え方の転換は、限られた財源の中で「施設の長寿命化」、「LCCの削減」、「財政負担の平準化」及び「保全優先順位の公正化」を図ることを目的としたものです。

かつて建物の保全は、不具合が発生してから修繕を行う対症療法的な「事後保全」でしたが、施設の定期的な点検による処置や目標耐用年数を見据えた計画的な改修による保全を行うことにより、事故等を未然に防止し、保全費用を抑えることが可能となることから、中長期的な視点に立った「予防保全」による長寿命化を推進します。長寿命化せずに、施設の機能的な寿命を迎えた時期で建て替えた場合と比べて、建物のLCCの削減が期待できます。

一定の規模、用途及び構造の建物については、「計画的保全」又は「状態監視保全」の考え方にに基づき、計画的に長寿命化に向けた工事を実施し、目標とする使用年数まで施設に求められる機能及び性能を維持します。また、延床面積が小さいものや簡易な構造のものなど、一部の建物については、「事後保全」の考え方にに基づき、必要に応じて修繕を実施します。

長寿命化を進めるに当たっては、対象とする建物や予防保全を実施すべき建築部位及び設備機器、予防保全工事の実施周期などを定め、建物の保全にかかる概算費用を算出して財政負担の軽減・平準化に取り組みます。また、建物の各部位の劣化状況を把握しながら効率的な保全を実施します。

(ア) 建物の保全に対する考え方

総合的管理の考え方にに基づき、予防保全により建物の長寿命化に取り組むことで、財政負担の軽減・平準化を図ります。

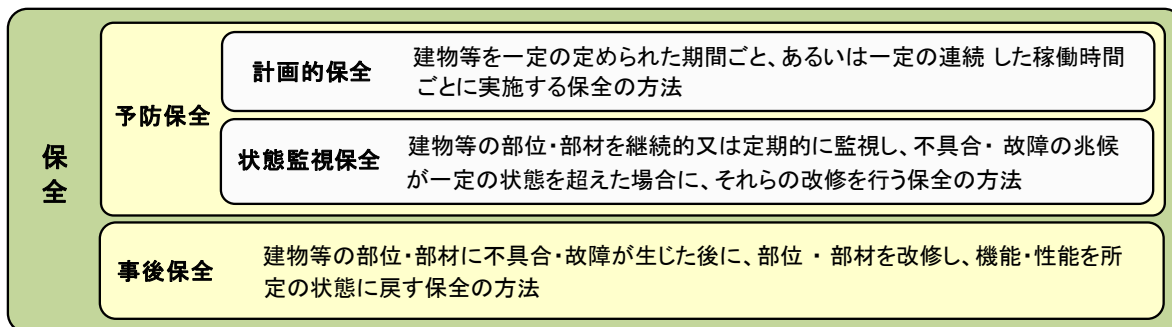


図17 建物の保全の方法

(イ) 長寿命化の対象とする建物

建物の長寿命化に取り組むに当たり、建物の規模、用途及び構造から長寿命化対策の必要性や費用対効果を勘案して対象を設定します。

表7 長寿命化対策の対象とする建物

項目	対象とする建物についての考え方
会計種別	一般会計により保全を行う建物を対象とします。
規模	原則として、延床面積100㎡以上の建物を対象とします。 ただし、消防分団施設は、用途を勘案し、延床面積100㎡未満のものについても対象とします。
用途	次に掲げる例のような、簡易な用途に使われている建物は対象から除きます。 (例：物品類の保管倉庫や、外気に開放された渡り廊下など)
構造	次に掲げる例のような、簡易な構造の建物は対象から除きます。 (例：外気に開放された地上階1段のみの自転車置場・車庫や、規模が著しく大きくない雨除けの上屋など)

(ウ) 長寿命化の推進に向けた具体的な考え方

長寿命化の対象とする建物について、構造種別ごとに目標耐用年数を設定します。目標耐用年数を見据えて、計画的に予防保全を行うことで、必要最小限の回数と費用で効率的に工事を実施し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、目標耐用年数まで施設に求められる機能及び性能を維持します。

目標耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」が示す目標耐用年数の算定式に、本市の一般的な建物の諸条件を基にした数値を当てはめて算出しました。また、本市の地域性として、鉄筋コンクリート造と鉄骨造のうちJR東海道線鉄道敷より南側に位置する施設について、塩害による影響を考慮しています。

表8 構造種別ごとの目標耐用年数

構造種別 / 立地場所	JR東海道線北側	JR東海道線南側
鉄筋コンクリート造(SRC造・RC造)	76年	60年
鉄骨造(S造)	64年	45年
木造(W造)	40年	

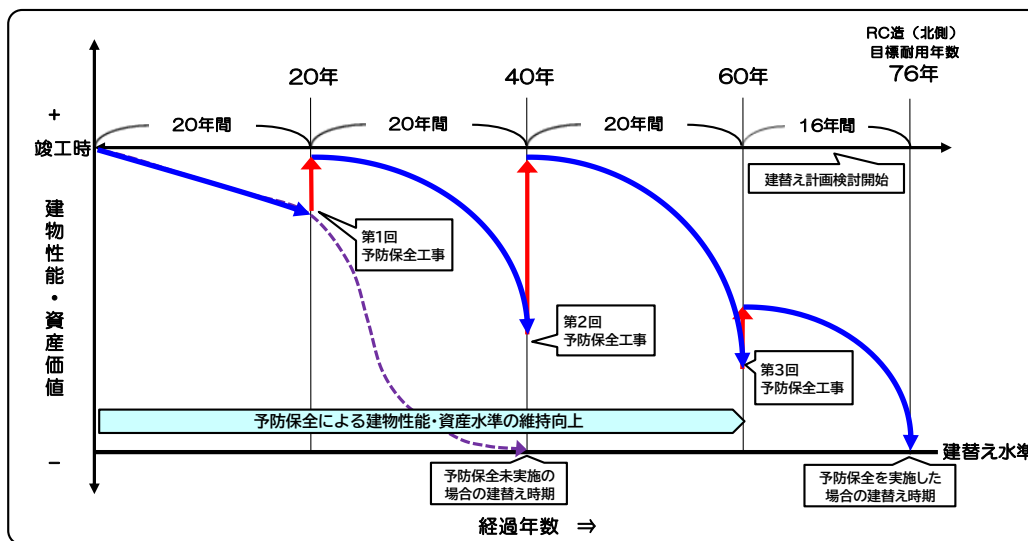


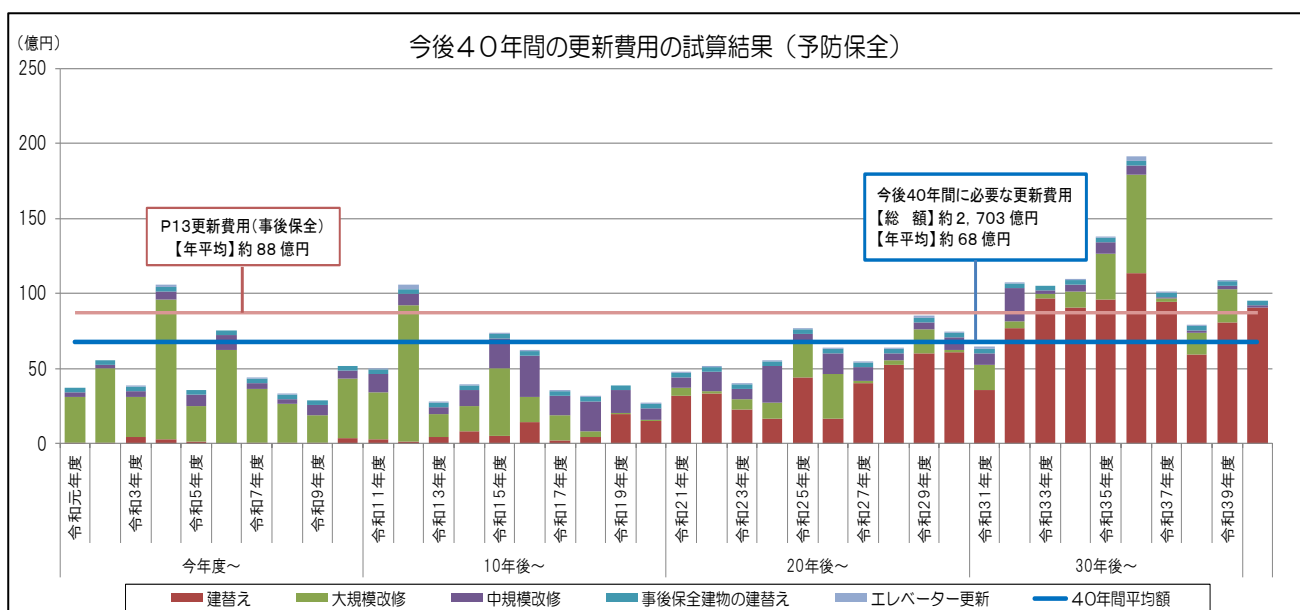
図18 予防保全の周期イメージ(RC造 JR東海道線より北側の場合)

イ 長寿命化による効果の試算

本市が保有する全ての公共施設を将来にわたり維持し続けると仮定して、長寿命化の取組を進めた場合の効果について試算し、13ページの試算結果と比較します。

試算は、長寿命化に向けた考え方にに基づき、一定の規模、用途及び構造の建物について、構造種別ごとに設定した目標耐用年数を見据えた計画的な改修による保全を前提とし、その他の条件は13ページの試算と同様とします。

比較の結果、長寿命化による効果として、期間全体で必要となる総額は約23パーセント、約800億円の削減が見込まれ、これは年平均額で約20億円の削減効果となることが分かりました。このことから、長寿命化に取り組むことで大きな費用削減効果が期待できるということが言えます。



【試算の諸条件】

- 一般会計から支出する公共施設を対象とします。
- 試算に当たり、「ア 長寿命化に向けた考え方」に基づき、構造種別ごとに目標耐用年数及び保全周期を設定します。目標耐用年数までの期間で予防保全を実施し、目標耐用年数経過後に同規模・同構造で建て替えると仮定し、用途に応じた建設及び改修の単価を延床面積に乘じることにより、今後40年間の更新費用を試算します。
- 事後保全とする小規模又は簡易な用途・構造の建物の耐用年数は、施設の機能的な寿命により同規模・同構造で建て替えると仮定します。
- 建替えや改修に際し、その財源として市税等の一般財源をはじめ、各種補助金の活用も当然見込まれますが、更新費用の推計金額については事業費ベースで試算しているため、これらを考慮していません。

図19 予防保全による将来更新費用の試算結果

(5) 安心・安全の確保

ア 施設保全体制の強化

適正な保全を怠ると、その後の修繕に時間と費用がかかり、結果として損失が大きくなる場合があります。また、劣化の進行に伴う破損、故障等により、施設の休止や利用者の生命に危険を及ぼす事故が発生することも考えられます。

日常的及び定期的な自主点検を実施し、さらに各種法定点検による専門家からの情報を集約して施設の状態を把握し、適切な対応を行うことで、利用者の安全確保、市民への安定したサービスの提供につながります。

本市では、総合的管理の考え方にに基づき、効率的な施設保全に向けて施設管理者向けに「公共建築物点検マニュアル」を策定し、専門的知識がない職員でも一定の水準で自主点検を実施することが可能な体制を整えました。このマニュアルをもとに、日常的な自主点検を実施し、さらに全公共施設を対象に年に2度の定期的な自主点検に取り組んでいます。

自主点検又は各種法定点検の結果から、対応が必要な不具合については速やかに予算化の手続きを進めるなど、施設保全体制を強化することで、建物の機能を十分に発揮でき、安心・安全で快適な市民サービス空間や執務空間の確保を図ります。

なお、老朽化や耐震性能等で安全性の確保が難しい施設や、サービスの提供を終了し活用の見込みがない施設については、周辺地域の安心・安全の確保をするために、解体を検討していきます。

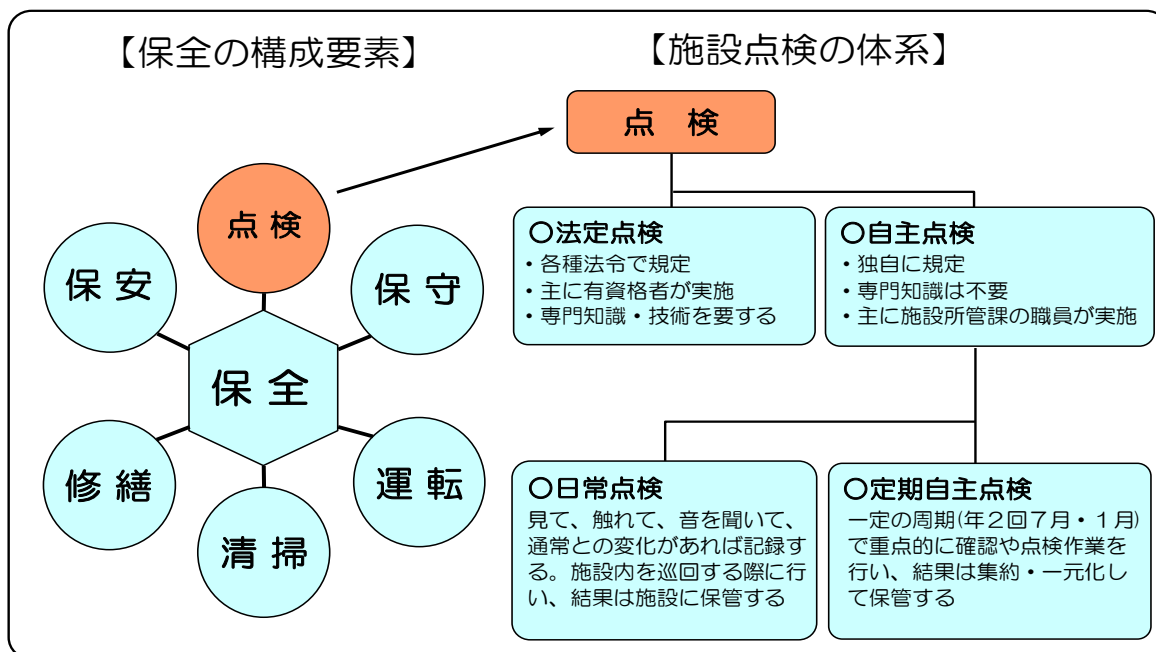
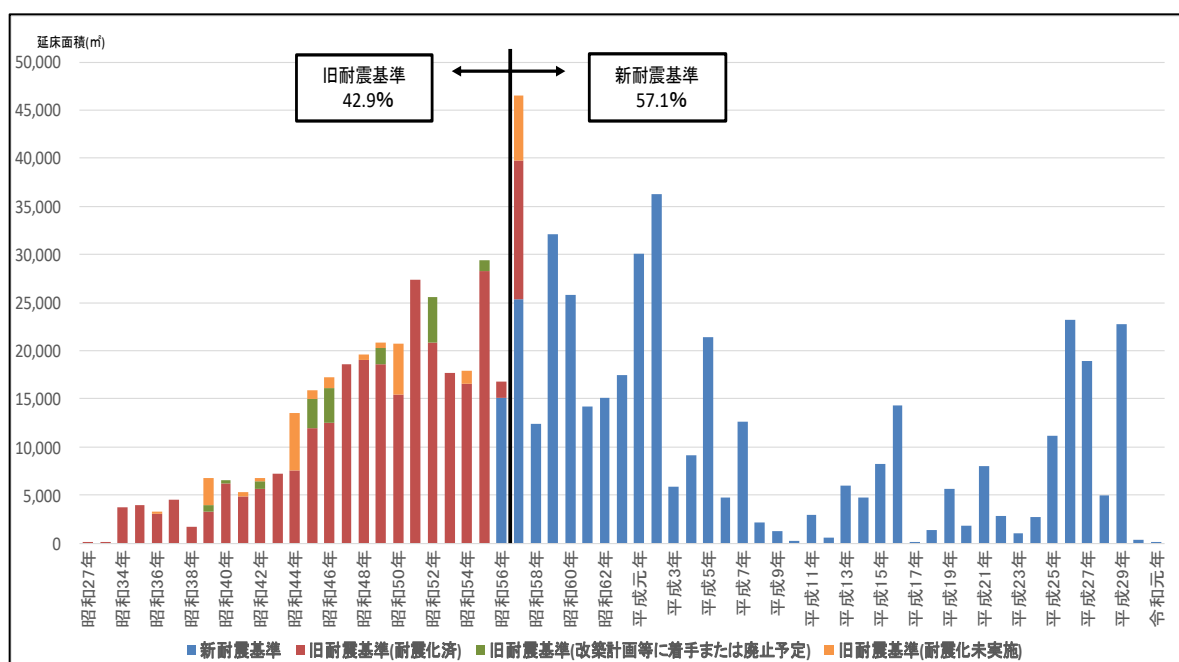


図20 保全業務と点検業務

イ 公共施設の耐震化

本市では、平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、公共施設の安心・安全を向上させることを目的に、平成19年度に「平塚市公共建築物耐震化計画」を策定しました。平成27年度の計画改定時には「令和2年度末までに耐震化率95パーセントを上回る」ことを目標に設定し、取組を進めてきました。令和2年度末見込みの耐震化率は96.2パーセントであり、目標が達成される見通しです。

耐震化が未完了である公共施設については、市内建築物の耐震化の促進を目的とした「平塚市耐震改修促進計画」において示す施策の一つである、不特定多数の者が利用する大規模な建築物に対する耐震安全性の向上を目的とした取組の趣旨を踏まえながら、今後も引き続き耐震化を図り、あわせて公共施設の最適化の取組を進めます。



※上記は延床面積ベースでの分類です。

図21 耐震化の状況

表9 耐震化率の推移

	令和2年度末見込み	平成28年3月計画改定時	平成20年1月計画策定時
計画対象施設数	238施設	242施設	230施設
新耐震基準適合施設数(合計)	229施設	220施設	169施設
新耐震基準に適合又は耐震補強が不要な施設数	140施設	132施設	108施設
耐震補強工事による適合施設数	63施設	62施設	40施設
その他要因による適合施設数(※)	26施設	26施設	21施設
耐震化が完了していない施設数	9施設	22施設	61施設
耐震化率 (令和2年度末見込み：229施設/238施設)	96.2%	90.9%	73.5%

※建替事業などが公表され、事業に着手又は廃止を予定している施設若しくは機能維持のため別途施策がある施設

(6) 公共施設の管理目標

ア 進捗状況

公共施設の保有量については、平成27年11月の計画策定時に「今後10年間で延床面積総量の4パーセント相当の縮減」を目標に掲げました。その達成に向けて平成29年3月に策定した「平塚市公共施設再編計画」で床面積の総量を縮減するための手法や方針等を示し、また、令和2年1月に公表した「平塚市公共施設評価」を将来に向けた公共施設の在り方等を考える基礎資料として活用するなど、取組を進めてきました。

あわせて、縮減の具体的な取組にも着手し、保育園や福祉施設の民設民営化、廃止施設の収蔵施設への用途転換による利活用、母子生活支援施設のソフト的な機能への切替え、市営住宅のストックマネジメントによる用途廃止などにより、床面積を約11,000平方メートル縮減しました。一方で、計画策定時に既に着手していた市庁舎、市民病院及び競輪場の建替えによる約31,000平方メートルの増加や、これら以外の新規建物取得などの増加分もあり、縮減の取組を増加量が上回ったことで、令和2年4月時点の延床面積総量は、基準時点から約26,000平方メートル増加しています。

21ページの試算によると、長寿命化の取組において大きな費用削減効果が期待できるものの、過去の実績額を考慮すると、保有する全ての公共施設を維持し続けるには厳しい財政状況であることから、引き続き「量」の見直しに取り組む必要があります。

これらの状況を踏まえ、今後の取組に当たっては、保有量の縮減をより効率的に推進していくため、令和3年春頃の策定を予定している施設ごとの個別計画を基に、着実に個別の検討を進めていきます。また、これまでの取組の中で、更新費用の試算条件である長寿命化に向けた考え方を見直したことや、施設の建替え・改修周期に合わせた取組の必要性が認識できたことを反映させた取組を推進していきます。

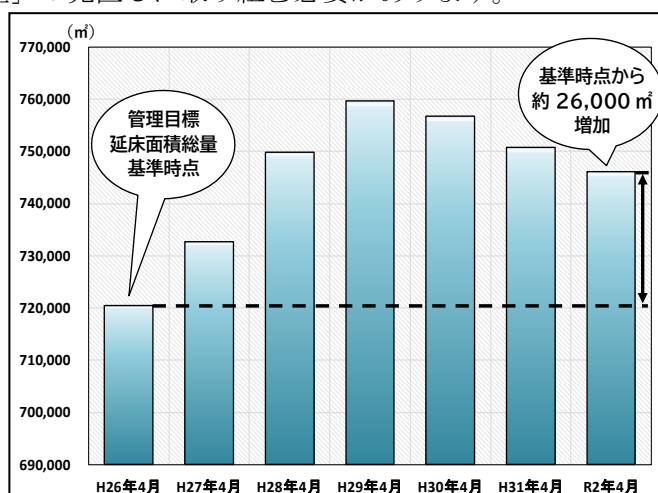


図22 延床面積総量の推移

イ 管理目標の見直し

当初の計画における管理目標は、40年間の更新費用と過去の施設整備に要した実績額から算出した不足額を10年間で解消する考え方としていました。不足額はあくまでも現状の施設保有量を維持する仮定に基づくものですが、費用面からの検討は重要であることから、今後の取組に対する管理目標を設定する上においても、更新費用と実績額から不足額を算出して対応策を検討することを引き続き基本的な考え方とします。

しかし、試算した更新費用には、将来の投資可能額の変動のほか、工事費の市場動向や社会情勢、公共施設に対する市民ニーズや提供すべきサービス水準などといった予測困難な要因が加味されていません。さらに、取組の結果などにより生じる施設の保有量の変動も反映されていないことから、この試算は中長期的な計画期間の大まかな見通しと捉え、具体的な事業の実施のために設定する管理目標は、これまでの試算方法に対して更に短期的な期間を設け、実現性を考慮した上で再検討することとします。

ウ 管理目標

本計画の実施に係る管理目標については、施設ごとの現状や特性を踏まえた具体的な対策内容を個別の計画に示して対策を進めていくことから、今後10年間を目標期間とします。

管理目標の設定に際しては、今後の対策による費用面の効果が約20年後に現れることや、将来の不確定要素などを考慮して、今後30年間の更新費用の試算結果を参考とし、10年ごとの期間に区分した上で検討します。

図23のように、基本的に30年間の平均更新費用と過去10年間の平均実績額との差額を不足額と捉えますが、更新費用の年額が平均更新費用を上回っている第3期に限っては、更新費用の年額と平均実績額との差額を不足額とします。

床面積の総量縮減の取組を進める上では、効率的かつ効果的な手法を幅広く検討できる建替えの時期に着目することとし、算出した不足額の合計を、30年間の建替え費用の合計に対する第1期の建替え費用の比率に応じて案分し、算出された約7.6億円を今後10年間の削減目標額とします。

この削減目標額は、第1期にかかる更新費用の約1.5パーセントに当たります。この比率を、更新費用の削減に大きく影響を与える床面積の指標に置き換えて、新たな管理目標として「今後10年間で延床面積総量の1.5パーセント相当の縮減」を設定します。また、管理目標の対象は更新費用の試算などの対象と同様に一般会計から支出する公共施設とします。これにより対象となる施設の令和2年4月時点の延床面積総量は、約66万平方メートルであることから、縮減目標の比率1.5パーセントに対応する面積は、約1万平方メートルとなります。

管理目標の達成に向けた取組の効果により、更新費用の試算結果は変化することから、計画の見直しに合わせて検証を行いながら、計画期間における管理目標を適宜見直して中長期的な視点で取組を進めます。

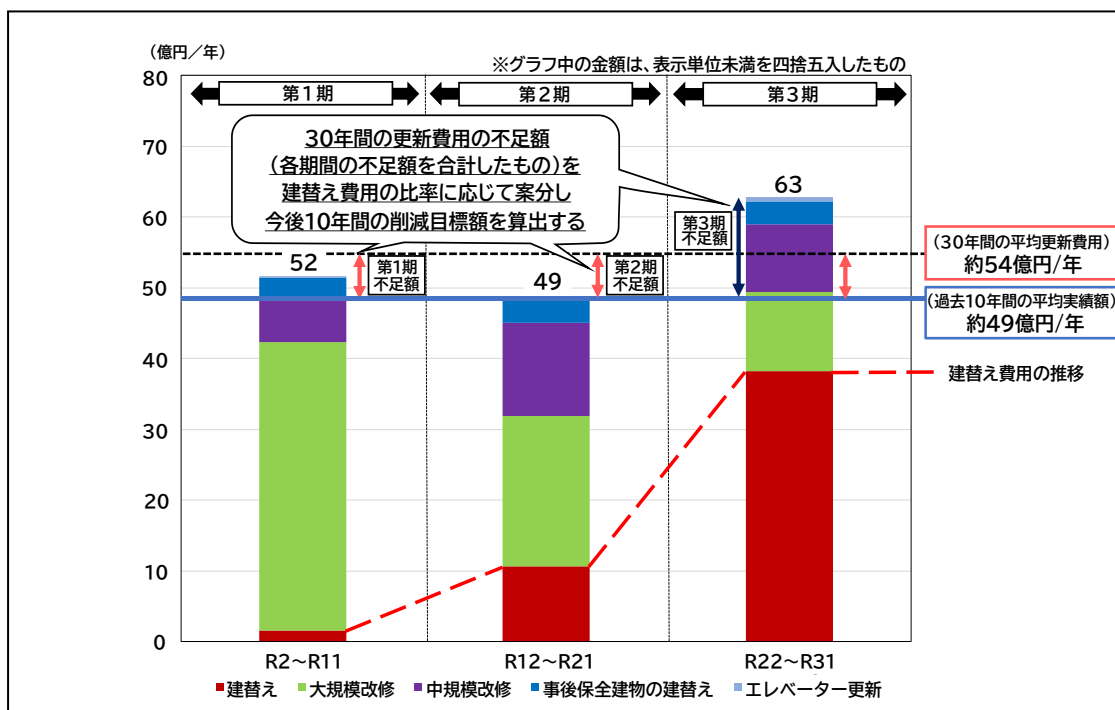


図23 今後30年間の更新費用の試算結果(10年別年額)

第5章 本市の保有するインフラ施設の現状

1 施設分類別保有状況

(1) 道路

本市が管理する認定道路は、令和2年4月1日現在4,005本、総延長815,775メートルです。道路の整備は、「平塚市道路中期ビジョン」の計画に基づき整備を進めており、現在の舗装率は全体で97.8パーセントです。

表10 本市が保有する認定道路

道路種別／区分	本数	道路延長	供用延長	舗装済延長	舗装率
幹線道路	58本	102,879 m	95,903 m	95,903 m	100.0%
一般道路	3,947本	712,896 m	703,547 m	686,187 m	97.5%
計	4,005本	815,775 m	799,450 m	782,090 m	97.8%

※認定道路とは、市の区域にあり、市長が議会の議決を経て路線を認定した道路のこと。
また、舗装率＝舗装済延長／供用延長×100 です。

(2) 橋りょう

本市が管理する橋りょうは、令和2年4月1日現在201橋あり、日常パトロール等により適切な維持管理に努めています。

表11 本市が保有する橋りょう

種類	橋数	橋長
木橋	1橋	56 m
木橋以外の橋	200橋	3,362 m
計	201橋	3,418 m

(3) 公共下水道関連施設

本市の公共下水道事業は、昭和39年に国の認可を受け、整備を開始しました。令和2年4月1日現在、管渠延長は約1,206キロメートル、下水道普及率は97.55パーセントです。

表12 本市が保有する公共下水道

公共下水道	総延長	整備面積	普及率
	1,206,130m	3,524ha	97.55%

(4) 公園

本市の公園は、昭和12年に海岸の砂防地域を主とした湘南海岸公園の都市計画決定に始まり、戦後の戦災復興土地区画整理事業により旧市内に都市計画公園が大幅に計画、設置されました。

平成31年3月31日現在、開設済の公園緑地は282箇所、面積141.96ha（ヘクタール）、市民一人当たりの公園面積は約5.5平方メートルです。

表13 本市が保有する公園

公園種別	箇所数	面積	公園種別	箇所数	面積
街区公園	218箇所	27.66ha	墓園	1箇所	10.40ha
近隣公園	13箇所	16.36ha	都市緑地	42箇所	8.63ha
総合公園	2箇所	42.59ha	緑道	4箇所	2.34ha
運動公園	1箇所	10.04ha			
風致公園	1箇所	23.94ha	計	282箇所	141.96ha

(5) 漁港

本市の漁港施設は、戦災復興都市としての区画整理事業の実施に伴い、昭和26年に現在の本港（須賀港）を、引き続いて相模川河口に導流堤を建設しました。また、本港の狭隘化などから、平成12年に新港を開港しました。

令和2年4月1日現在漁港施設は、外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設及び環境整備施設があります。

表14 本市が保有する漁港施設

外かく施設	導流堤 908.7m、護岸 84m、防波堤 855m、防潮堤 207.7m
けい留施設	岸壁 594m、船揚場 35m、棧橋 250m、浮棧橋 314.7m
水域施設	泊地 50,566㎡、航路 14,966㎡
輸送施設	臨港道路 464.3m、駐車場 13,379㎡
環境整備施設	多目的広場 4,564.7㎡

(6) 準用河川

本市が保有する準用河川は、令和2年4月1日現在3河川あり、パトロールやしゅんせつ等により、適切な維持管理に努めています。

表15 本市が保有する準用河川

準用河川	河内川、高根川、三笠川
------	-------------

2 年度別整備状況

インフラ施設のうち道路、橋りょうについては、昭和40年代から昭和50年代にかけて、公共下水道については、昭和50年代後半から平成15年頃にかけて集中的に建設されています。

道路、橋りょう、公共下水道も含め、既存の施設を耐用年数まで使用し、本市が保有する全ての施設を同規模で更新すると仮定した場合、5年後には昭和40年代に建設した施設が、15年後には昭和50年代に集中的に建設された大量の施設が一斉に更新の時期を迎えます。

中でも本市の公共下水道は、令和2年4月1日現在、管渠延長が約1,206キロメートルとなっており、膨大なストックとなっています。

過去の整備状況を見ると、建設後20年から29年が経過しているもの（平成2年度から平成11年度の間）に整備されたものが32パーセント、建設後30年から39年が経過しているもの（昭和55年度から平成元年度の間）に建設されたものが29パーセントあり、合計で管渠全体の約60パーセントを占めています。このことから、管渠の耐用年数である50年で単純更新した場合、10年後には大量更新時代が始まることが予想されます。

市内で最も早い時期に建設された合流区域の管渠については、長寿命化計画を策定し改築更新を行っていることもあり、当該計画に基づく改築更新需要量は、下水道施設全体の数パーセントであることが分かります。現在の改築更新需要量はわずかなものであるものの、今後の改築更新需要量は、令和19年度～令和28年度をピークとし、徐々に増えていくことが予想されます。

こうした状況から、これまでは改築更新需要量が比較的少なかったものの、今後は更新時期が集中して到来することとなり、大きな財政負担が見込まれます。

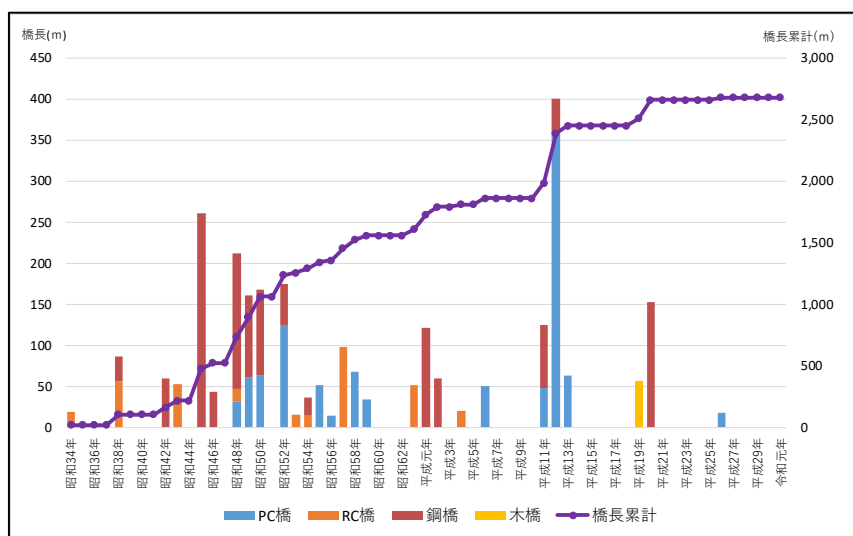


図24 年度別橋りょう整備状況 (橋長15メートル以上)

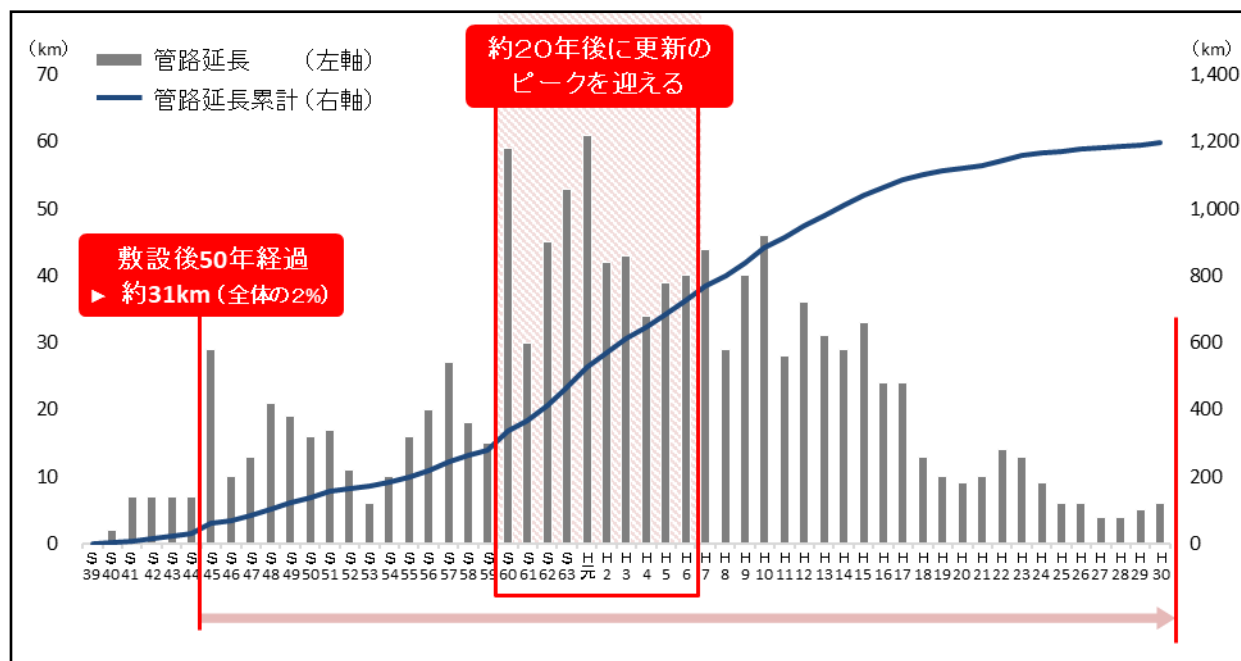


図25 年度別公共下水道整備状況

表16 公共下水道年度別整備延長比率

整備年度	経過年数	管渠延長(km)	比率
平成22年度以降	10年未満	75	6%
平成12年度～平成21年度	10年～19年	218	18%
平成2年度～平成11年度	20年～29年	385	32%
昭和55年度～平成元年度	30年～39年	345	29%
昭和45年度～昭和54年度	40年～49年	152	13%
昭和44年度以前	50年以上	31	2%
合計		1206	100%

3 インフラ施設の更新費用

本市が保有するインフラ施設の規模を将来にわたって維持し続けると仮定した場合、その更新費用について試算を行います。試算の対象とする施設は、道路及び橋りょうとし、公共下水道については令和2年度策定予定のストックマネジメント計画に示します。

試算の結果、道路は今後30年間で合計約188億円、年平均で約6億円が、橋りょうは合計約64億円、年平均で約2億円が必要であるという結果になりました。実際の施設整備事業においては、国等の補助金、交付金や市債等を活用するため、全額が本市の負担になるわけではありませんが、更新時期が集中することで、一時期に財政負担の増加が見込まれることが分かります。

【試算の諸条件】

- 道路には幹線道路等の舗装、横断歩道橋、トンネル、道路照明灯が含まれています。
- 今までの点検結果を元に、各インフラ施設や部材ごとに劣化予測式を用いたシミュレーション又は耐用年数を設定し、耐用年数経過後に同規模・同構造で架替、取替をすると仮定し、各インフラ施設や部材の種類に応じた架替及び取替単価を面積に乘じることにより、今後30年間の更新費用を算出しています。
- 架替、取替に際し、その財源として市税等の一般財源をはじめ、国庫補助金等の各種補助金の活用も見込まれますが、更新費用の推計金額については事業費ベースで算出しているため、これらを考慮していません。

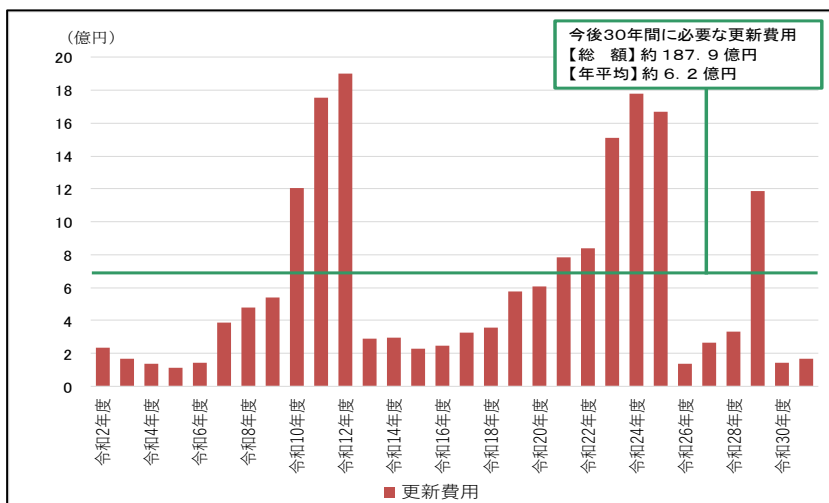


図26 道路将来更新費用推計

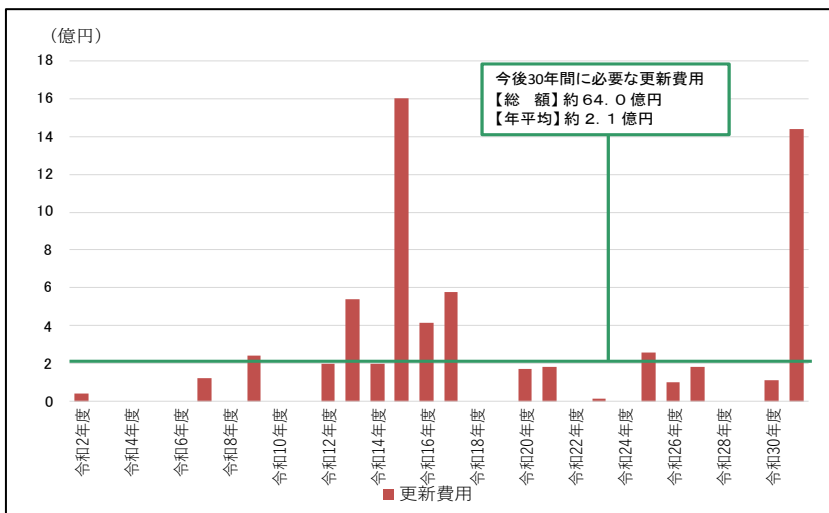


図27 橋りょう将来更新費用推計

第6章 インフラ施設の課題と解決手法

1 インフラ施設の課題

社会状況や財政状況、インフラ施設の整備状況からインフラ施設の課題を整理します。

本市インフラ施設のうち、橋りょう等の構造物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。これらの維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかに計画的かつ効率的に保全していくかが課題となります。また、30ページの更新費用の試算のとおり、一時期に集中して財政負担の増加が見込まれることから、負担の平準化にも取り組む必要があります。

インフラ施設の適切な維持管理が行われないと、公共サービスの停止や第三者被害等の社会的な損失を与える恐れがあります。インフラ施設は、市民生活に密接に関連しており、その損失は非常に大きいものとなります。このような社会的損失を最小化するためには、適切な維持管理・更新が前提となります。

2 インフラ施設の課題解決手法

インフラ施設の課題に対して、持続可能な運営をするためには、従前の事後保全による維持管理ではなく、本市のインフラ施設全体を把握した上で、計画的な長寿命化対策による予防保全型施設管理の維持管理が必要となってきます。

しかし、施設種別ごとの長寿命化計画・維持管理計画の策定状況を見ると、道路、橋りょう及び漁港は策定済みであるものの、公共下水道の管理運営事業については、計画化しているものであっても、個々の施設又は地区ごとの老朽化の状況に応じた改築計画を策定しているだけであり、全体を対象としているものではありません。公共下水道の管理運営事業を持続可能なものとするために、施設種別ごとにその全体を対象としたストックマネジメント手法による長寿命化計画・維持管理計画を策定することが必要です。

こうした状況を踏まえ、具体的には次の4項目によりインフラ施設の課題解決を図ります。

インフラ施設の課題解決手法

I 維持管理の適正化 ～維持管理手法の見直し等により適正化に取り組みます～

II 予防保全による長寿命化 ～財政負担の軽減・平準化に取り組みます～

III 安心・安全の確保 ～施設保全体制の強化、耐震化に取り組みます～

IV インフラ施設の管理目標 ～施設管理に関する組織横断的な目標を定めます～

図28 インフラ施設の課題解決手法

(1) 維持管理の適正化

本市のインフラ施設は、これまで更新需要が比較的少なく、ほぼ全ての施設で日常的なパトロールによる定期点検や障害発生時にも軽微な修繕に留め、再整備を前提とした維持管理手法「事後保全型」の保全を行ってきました。

しかし、今後はインフラ施設の更新時期が集中して到来することとなるため、従来の事後保全型の保全では、修繕・更新費用が同じ期間に集中し、大きな財政負担が予想されます。このことから、予防保全の考え方を導入し、道路、橋りょう、公共下水道及び漁港といった施設種別ごとの特性や施設の健全性、重要性等を考慮した計画的な維持管理を行います。また、LCCを考慮し、安全でより持続性の高い管理を目指していきます。

維持管理の適正化には、ストックマネジメントの手法により、上位計画、求められるサービス水準及び予算との整合を図りながら施設管理の目標を設定します。この目標に適合する適切な量及び施設状況を客観的に把握、維持管理することにより、適切な維持管理及びストック量を検討していきます。

(2) 予防保全による長寿命化

ア 長寿命化に向けた考え方

道路・橋りょう・公共下水道・漁港の各施設の特性や健全性、重要性、管理水準等を定めた長寿命化修繕計画や補修計画等に基づき、インフラ施設の計画的な保全を行います。また、準用河川は、日常的なパトロールによる維持管理を基本とし、必要に応じて保全を行います。

このように、LCCの最小化を目指した機能延命化対策を適切なサイクルで実施する「予防保全型」による長寿命化を積極的に取り入れるほか、発生した障害により機能が低下した場合、定められた管理水準に達した段階での修繕・更新により施設の機能維持を図る「事後保全型」の保全も併せて行うことで修繕費用の軽減、平準化を図ることを目指します。

イ 長寿命化による効果の試算

長寿命化に向けた考え方に基づき、道路及び橋りょう施設について、保有施設の将来更新費用を推計して30ページの事後保全型の推計結果と比較します。

試算の結果、長寿命化による効果として、今後30年間で道路及び橋りょうに必要となる総額は約25パーセント、約65億円の削減が見込まれ、これは年平均額で約2億円の削減効果となることが分かりました。

なお、今後かかる費用は劣化予測式を用いたシミュレーションにより算出しており、精度が十分ではないため、現在要している費用と差異が生じます。今後は道路・橋りょうの点検データを蓄積し、検証することにより、さらなる精度向上を図り、インフラ施設の安全で効率的な修繕・更新に努めていきます。

【試算の諸条件】

- 道路には幹線道路等の舗装、横断歩道橋、トンネル、道路照明灯が含まれています。
- 補修及び更新については、今までの点検結果を元に、各インフラ施設や部材ごとに劣化予測式を用いたシミュレーションを行っています。予防保全となる健全度ランクに達した段階で補修を行い、耐用年数経過後には同規模・同構造で更新をすると仮定し、各インフラ施設や部材の種類に応じた補修及び更新単価を面積に乗じることで、今後30年間の長寿命化にかかる費用を試算しています。
- 修繕・改修・更新に際し、その財源として市税等の一般財源をはじめ、国庫補助金等の各種補助金の活用も見込まれますが、長寿命化にかかる費用の推計金額については事業費ベースで算出しているため、これらを考慮していません。

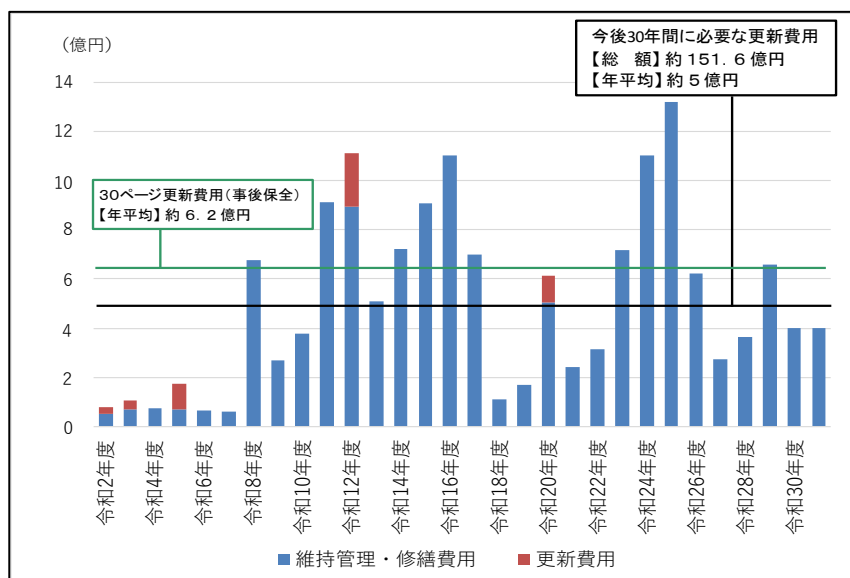


図29 道路にかかる長寿命化による効果の試算結果

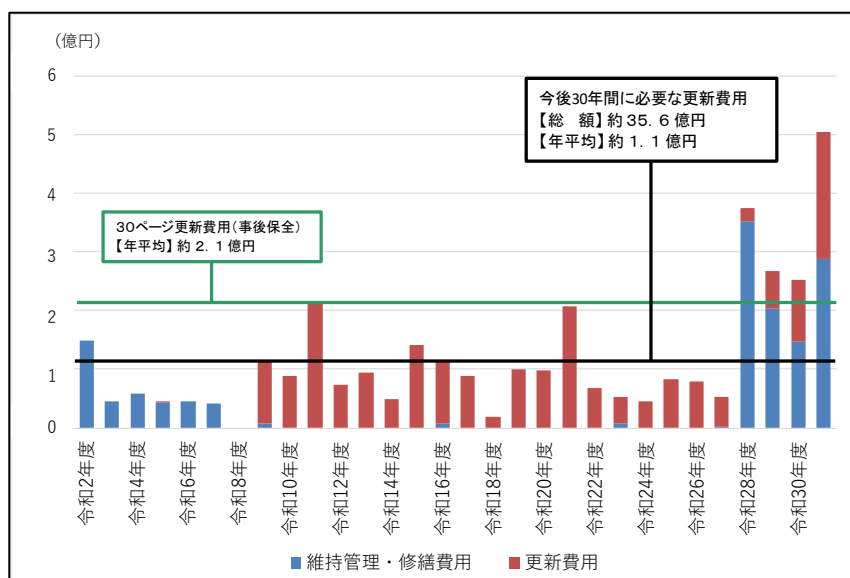


図30 橋りょうにかかる長寿命化による効果の試算結果

(3) 安心・安全の確保

ア 施設保全体制の強化

安定した市民生活を提供するためには、インフラ施設の維持管理は重要となってきます。私たちの生活に欠かせないインフラ施設の保有量は莫大なものとなっており、順次耐用年数を迎えることとなります。費用の面からも全てを更新することは難しいため、安全に維持管理し、施設の保全を積極的に行っていくことが求められます。また、常に良好な状態で保つことでLCCの削減も図られるため、日常的なパトロールや清掃等も点検の一環として、併せて実施します。

インフラ施設として、著しく老朽化が進んだ施設、耐震性の確保が難しい施設、利用者が減少することや類似した機能を整備することで役目を終えた施設等は、安心・安全を確保する点から順次廃止及び撤去を検討していきます。

そのほか、インフラ施設の種別ごとに保全の考え方を整理し、施設保全体制を強化して効果的な保全に取り組みます。

(ア) 道路

保全にあたり、管理道路の分類毎に管理基準を定めるなど、計画的な維持管理を実施し、LCCの削減を図ると共に、維持管理のPDCAサイクルを確実に実行することで、適切な維持管理を行っていきます。また点検・診断を実施し、それに基づき「平塚市幹線道路等舗装維持管理計画」等の個別施設計画を見直します。

(イ) 橋りょう

「平塚市橋りょう長寿命化修繕計画」に示すとおり、定期的な点検を実施することで損傷度合いを把握します。また、点検結果から、橋りょうの状態把握や評価、管理目標や補修における優先順位を決定するため、橋りょうの状態を数値化し健全度を示します。そして、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、費用の平準化を図り、LCCの削減を図ると共に、PDCAサイクルを確実に実行することで、管理水準の維持向上による安心・安全の確保に努めます。また定期的な点検・診断に基づき、「平塚市橋りょう長寿命化修繕計画」を見直します。

(ウ) 公共下水道

下水道施設の大部分は地中に埋設されており、直接目視し状況を把握できないため、道路等と比較して、維持管理が難しい状況です。市民生活に大きな影響を及ぼす突発事故を未然に防ぐために、計画的な保全を行う必要があります。よって、下水道施設については、日常の点検を強化するとともに施設や設備の劣化等の状況を的確に把握した上で、維持補修費用や改築更新費用等を含むLCCを考慮して予防保全の観点から計画的に対応するもの、事後保全とするものとの適切に組み合わせて保全することで、安心・安全の確保に努めます。

(エ) 漁港

「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」に示すとおり、漁港施設の機能診断を実施し、平成27年度から令和11年度までの予定で機能保全工事を実施していきます。この機能診断の結果から計画性をもって予防保全対策的な工事を実施することにより、既存施設の効率的かつ効果的な保全を行うことで、LCCの削減に努めます。

イ インフラ施設の耐震化

インフラ施設の耐震化に関しては、各施設の重要度・危険度によって優先順位をつけ、改修等の際に耐震化を進めていきます。

道路や橋りょうに関しては、災害の際に緊急避難路や緊急輸送路としての利用が見込まれ、主要道路に架かる橋りょうは、耐震化が必要となってきます。そのため、平成30年3月に策定した「平塚市橋りょう耐震化計画」に基づき、重要度の高い橋りょうから順次耐震化を行っていきます。

公共下水道に関しては、管渠施設の建設、改築更新事業と合わせて耐震機能を付加することで、効率的な対策を進めています。また、地震の際の緊急度や影響度を考慮した総合地震対策計画を想定し、段階的かつ計画的に対策を実施していく必要があります。

(4) インフラ施設の管理目標

道路・橋りょう・下水道・漁港等のインフラ施設に関しては、市民の社会生活を支える重要な基盤となっていますので、新規の建設及び保全にかかるトータルの財政規模について、原則として現状を維持していきます。また、安心・安全の確保が難しくなる施設等については統廃合及び撤去を検討し、予防保全を中心に、計画的な維持管理により修繕、改修及び改築を効果的に組み合わせLCCの削減に努めるなど、安全で持続性の高い保全を行うことを目標とします。

第7章 総合管理計画の推進

1 施設類型ごとの管理に関する基本方針

これまでに示した課題解決に向けた方針に基づき、行政サービスの水準や、個別の公共施設等で提供しているサービスに対するニーズ、民間代替可能性、さらには効果的な最適化の取組等について、組織横断的に具体的な検討を行います。

個別の公共施設等に関する検討を行うに当たり、目的に適した施設類型を設定し、その施設類型ごとに管理に関する基本方針を定めます。この基本方針に基づき、競輪施設を除く全ての施設について個別の計画や経営戦略において具体的な方針等を示します。

(1) 地域別施設等

主に子どもの家、放課後児童クラブ、地区公民館及び消防・防災施設など、地域に関わりが強いことが特徴の施設類型です。似た特徴を持つ学校施設等と連携を図りながら、将来を見据えた施設の在り方や、効率的かつ効果的な行政サービスの提供手法を検討します。

(2) 生涯学習・文化等施設

主に中央公民館、図書館、博物館、美術館など、全市的なサービスを提供する大型の施設が多いことが特徴の施設類型です。長寿命化を図ることを基本としながら、将来的な施設の在り方や財政負担の軽減・平準化につながる最適化の取組について検討を進めます。

(3) 福祉・健康こども系施設

主に福祉会館、保育園、保健センター、びわ青少年の家など、高齢者や子どもに関わりが強いことが特徴の施設類型です。似た特徴を持つ学校施設や公民館等の施設と連携を図りながら、高齢者と子どもによる地域活性化や多世代交流を図り、相乗効果を引き出せるような施設の将来的な在り方や最適化の取組を検討します。

(4) 中心市街地関連施設

主に紅谷町立体駐車場、駐輪場、紅谷町まちかど広場など、JR平塚駅の近隣に所在していることが特徴の施設類型です。駅前の好立地を生かした将来的な施設の在り方や市の魅力の向上、財政負担の軽減等の視点による費用対効果の高い手法について、検討を行います。

(5) 農林水産系施設

水産物地方卸売市場、平塚漁港駐車場管理棟、農の体験・交流館など本市の第一次産業に関連する施設類型です。今後も効果的にサービスを提供できるよう、施設の将来的な在り方や費用対効果の高い手法について検討します。

(6) 生活・環境系施設

主に環境事業センター、リサイクルプラザ、聖苑、環境保全関連施設など、市民生活や公衆衛生に関わりが強いことが特徴の施設類型です。将来的なニーズ等の予測を踏まえて、他施設や他自治体との連携や費用対効果の高いサービスの提供手法等を検討します。

(7) 庁舎施設

市庁舎本館、別館、分庁舎が属し、行政事務の処理を行うことを目的とした施設類型です。現在、分庁舎は子育て支援等、様々な機能を有する複合施設として主に利用されています。他機能との連携や機能の移転などについて検討します。

(8) 学校施設

小学校、中学校、幼稚園が属し、生徒などの学習・生活の場として使用することを目的とした施設類型です。小学校及び中学校は、災害時にも各地域で重要な役割を担っており、地域コミュニティの核となる施設です。各施設の現状や将来的なニーズ等の予測を踏まえて、他機能との連携や規模の縮小等について検討します。

(9) 一般公園施設

主に湘南海岸公園プール、湘南ひらつかビーチセンター、高麗山公園レストハウスなど、一般公園として自然とのふれあいの場を提供している施設類型です。さらなる市民サービスの向上や持続可能な地域社会づくりに向けて、費用対効果の高いサービスの提供手法を検討します。

(10) スポーツ系施設

主に総合公園、馬入ふれあい公園、桃浜町庭球場、大神スポーツ広場など、個人・団体利用からプロスポーツの開催まで、スポーツを通じた広い用途で使用されている施設類型です。利用ニーズ等を考慮しながら、他機能との連携や、費用対効果の高いサービスの提供手法を検討します。

(11) 住宅施設

市営住宅が属し、居住の安定の確保を目的とした施設類型です。平成31年2月に策定した「平塚市営住宅ストック総合活用計画（第3期）兼平塚市営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の有効活用や長寿命化等に取り組みます。

(12) 病院施設

平塚市民病院は、平成22年4月に地方公営企業法全部適用に移行し、病院経営を行っています。平成29年3月に策定した将来構想「平塚市民病院 Future Vision(フューチャービジョン)2017-2025」で示している施設維持整備計画に基づき、計画的な施設維持整備に取り組みます。

(13) 道路

本市の管理する認定道路は、総延長約815キロメートルで、都市活動や市民の生活に欠かせない重要な都市基盤として高度経済成長期に集中的に整備されたものです。点検や日常パトロール等により適切な維持管理に努めてきましたが、今後、老朽化による維持管理費の増大が見込まれております。そのため「平塚市幹線道路等舗装維持管理計画」等の個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や修繕を目指しています。

(14) 橋りょう

本市の管理する橋りょうは201橋あり、高度経済成長期に集中して整備されたため、建設後50年を超える橋りょうの割合が急速に増加します。厳しい財政状況が続く中で、合理的かつ効率的な手法による維持管理が強く求められており、令和2年3月策定の「平塚市橋りょう長寿命化修繕計画」においても、橋りょうの維持管理及び保全方針が明記されました。本計画に基づき、橋りょうの長寿命化やLCCの削減を目指しています。

(15) 公共下水道

本市の公共下水道は供用開始から約50年が経過しているため、最も古い管渠施設やポンプ場等から長寿命化計画を策定し、LCCの最小化及び事故の未然防止に努めています。今後は、このような個別施設ごとの長寿命化計画ではなく、下水道施設全体を範囲とした修繕・改築計画であるストックマネジメント計画を策定し、更新費用の平準化を図りながら適切な保全を行っていきます。

なお、下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することと定義しています。

(16) 漁港

本市では本港が昭和26年に整備され、平成12年7月には水域部分の施設の完成に伴い、新港を開港しました。特に新港は外洋に面し、常に厳しい自然環境にさらされており、劣化が進んでいることから、平成26年度に策定した「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」に基づき、漁港施設の計画的な保全を行っていきます。

2 計画の推進体制

(1) 専門組織による推進体制

総合管理計画を着実に推進するため、市有財産を経営資源として捉え、施設の最適化や保全に関する推進体制を一元化した組織により、経営的かつ組織横断的な視点から、計画の進捗管理や各部門に対する支援を行うなど連携体制を構築します。また、計画を実行するための予算措置について、財政部門及び営繕部門との相互連携により、各施設の更新・改修・修繕費用の予算化プロセスを一体的に行うことで、より効率的・効果的な予算の確保に努めます。

(2) 組織横断的な推進体制

本市では公共施設総合的管理の導入を契機に、公共施設等の維持管理費用の削減と長寿命化、また、時代の変化や市民ニーズに応じた施設の活用方法など、施設の統廃合も含めて総合的に企画・管理・活用する経営管理手法を導入するため、組織横断的な検討委員会を設置し、各種の検討を行っています。さらに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の重要性等について、施設所管課が認識を深めるための研修を開催するなど、組織横断的な取組の推進体制の構築に取り組みます。

(3) 財源

公共施設等の長寿命化に向けた予防保全の実施には、複数年度にわたり確実に活用が見込める財源の確保が不可欠です。本市では平成21年度に設置した「平塚市公共施設整備保全基金」により、公共施設の最適化の取組を対象に、効果的な活用を図ります。

(4) 進捗管理

計画の目的の達成に向けて、概ね5年を周期として、PDCAサイクルに沿って計画の進捗管理を行います。計画で示した方針及び個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、取組を進めた結果について、その時点での人口、財政及び公共施設等の状況や、管理目標に照らし合わせて評価し、その結果を考察して必要に応じて方針の見直しを行うなど、関連する計画と整合を図り、計画を継続的に改善して取組を進めます。

3 市民との情報共有

公共施設等の最適化の取組を推進するためには、市民や市民の代表である議会の理解と協力が欠かせません。そのため、本市の公共施設等に関する現状、課題や市の考え方を分かりやすく発信し、意見交換を通じて将来あるべき姿を共有しながら、合意形成につながるよう取り組みます。

また、具体的な施設に関する課題については、限られた財源の中で、サービスの低下を招かないように利用者や利用団体の関係者、利用していない市民も含めて情報提供を行いながら総合的な視点で課題の解決を図っていきます。

4 民間活力の導入

総合計画では持続可能な行政運営の推進に向けて、SDGs（持続可能な開発目標）を意識した効率的かつ効果的な行政運営によるまちづくりの視点を示しています。これに基づき、公共施設等の整備や維持管理及び運営において、効果が認められる場合には民間事業者の資金や創意工夫を活用するPPP/PFI手法や業務委託等の民間活力を活用し、公共施設等の最適化の取組を推進します。また、維持管理にかかる委託業務を一括に契約する包括管理業務委託などの新たな手法を検討するとともに、今後新たな技術が開発され、又は制度が導入される場合には研究を進めます。さらには、費用対効果の高い行政サービスの提供手法の検討に際して、民間施設の利活用の可能性についても考慮するなど施設の持つ機能を重視した視点を持ち、民間事業者と連携を図ります。

※PPP・・・Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。PFI制度はPPPの代表的な手法のひとつ。

※PFI・・・Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。

5 ユニバーサルデザイン化の推進方針

今後の公共施設等においては、「平塚市バリアフリー基本構想(平成26年3月策定)」の趣旨に基づき、大規模な改修等の機会を捉えてユニバーサルデザイン化を推進します。

6 広域的な連携

国や県又は隣接する市町と公共施設等に関する情報の共有を進め、相互利用や共同運営、市民サービス提供における連携等により、保有資産の有効活用の取組について検討を行います。

用語集

ア行	一般会計	地方公共団体の会計で、行政運営の基本的な経費が計上される会計のこと。
	インフラ	生活の基盤として整備される社会資本のこと。道路や下水道等を主に指す。
	SDGs（持続可能な開発目標）（エスディー ジーズ）	平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
カ行	改修	劣化した建物やインフラ施設等の性能・機能を現状（初期の水準）を超える状態まで改善すること。 ○全体的に機能や環境を向上させるために行う工事 ○施設の用途変更、法令改正、周辺環境の変化等に伴う工事
	改築	既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うこと。
	管渠	路面に埋設した排水管のこと。
	義務的経費	歳出のうち、人件費・扶助費・公債費等の任意に節減できない性質を持つ経費のこと。
	供用延長	路線の認定がされ、供用が開始されている道路の長さのこと。
	緊急避難路	大規模地震によりおこる津波等から身を守る際に避難路として使用する道路。
	公営企業会計	地方公共団体の会計で、特別会計のうち地方公営企業法を適用している会計のこと。
	公債・市債	公共施設やインフラ施設のように、効果が将来に及ぶ事業の財源のための会計年度を超えた長期にわたる借入金のこと。
	公債費	公共施設やインフラ施設のような社会資本の整備等のために借り入れた公債（借入金）を返済するための元金や利子のこと。予算の中では義務的な経費であり、返済は後年度の財政負担とされる。
	高度経済成長期	日本経済が飛躍的に成長を遂げた時期のこと。1954年（昭和29年）12月から1973年（昭和48年）11月までの約19年間を指す。
	合流区域	下水を汚水と雨水を同一の管渠で処理している地域のこと。

平塚市公共施設等総合管理計画

サ行	事後保全	公共施設やインフラ施設の構造体又は付帯設備に不具合・故障が生じることで、必要な修繕もしくは交換を行い、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法のこと。
	自主財源	市が自らの機能に基づいて自主的に収入できる財源のこと。地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入等が該当する。
	施設	建物及びインフラ施設並びにそれらの付帯設備に加えて利用目的や機能を含む総称のこと
	社会保障費	私たちが生活していくために必要な「医療」、「年金」、「福祉」、「介護」、「生活保護」等、市から市民に給付される金銭・サービスの費用。
	修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を建設当初の状態あるいは実用上支障のない状態まで回復させること。
	人件費	歳出に占める性質別の経費のうち、職員の給与等のこと。
	ストックマネジメント	既存の公共施設やインフラ施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
	生産年齢人口	15歳から64歳までの一般に生産活動に従事し得る年齢層のこと。
タ行	耐震基準	建物を設計する際に、その構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。現行の耐震基準は昭和56年に改正されたもの。
	耐用年数	建物等の固定資産がその利用に耐える年数をいう。税法上の減価償却を行うに当たり、その計算の基礎となる数値。
	建物	建築基準法で規定する建築物のこと。
	地方交付税	地方税収入の不均衡による自治体間の財政力格差を調整するために国が行う地方財政調整制度のこと。
	長寿命化	定期的な施設点検を行い、公共施設やインフラ施設の損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、余分な修繕費用を抑え、施設の耐用年数を延ばす手法のこと。
	投資的経費	公共施設やインフラ施設のように社会資本として将来に残るものに支出されるものをいう。普通建設事業費、災害復旧事業費等が含まれる。
	特別会計	地方公共団体の会計で、特定の事業を行う場合や特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理を行う場合に設置する会計のこと。
	特例市	政令で指定されており、人口20万人以上の都市を対象とする。都市の規模に応じ、市に都道府県の事務権限の一部

平塚市公共施設等総合管理計画

		を移譲されている。地方自治法の改正で平成 27 年 4 月 1 日から施行時特例市となっている。
ナ行	年少人口	0 歳から 14 歳以下の人口のこと。
	延床面積	建築物の各階の床面積を合計した面積のこと。
ハ行	PDCA サイクル	業務プロセスの管理手法の一つ。計画(plan)→実行(do)→評価 (check)→改善(act)という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
	扶助費	歳出に占める性質別の経費のうち、高齢者・児童・生活困窮者等を援助するための経費のこと。
	普通建設事業費	道路、トンネル、学校、公共施設等の建設事業や用地の取得に使われる経費のこと。
	普通交付税	行政サービスに差をなくすため、財政力の乏しい地方公共団体へ、国が分配する税金のこと。
	法人実効税率	法定された税率そのものではなく、実際に計算された結果に基づく税負担率のこと。
	保全	建物及びインフラ施設並びにそれらの付帯設備などの対象物の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合させるための維持管理、修繕及び改修などを包含する行為のこと。
マ行	目標耐用年数	日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」が示す算定式を用いて、耐用年数に様々な条件を加味して建物の構造別に本市が設定した、建物が利用に耐える年数として目標とする年数のこと。
ヤ行	幼保一元化	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴い生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一元化を図る政策のこと。
	予防保全	公共施設やインフラ施設の構造体又は付帯設備に不具合・故障が生じる前に、修繕もしくは取替えを行い、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法のこと。
ラ行	老年人口	65 歳以上の人口のこと。
	臨時財政対策債	財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法の特例として発行される地方債のこと。

平塚市公共施設等総合管理計画
令和3年（2021年）5月

平塚市

企画政策部	資産経営課
産業振興部	農水産課
都市整備部	みどり公園・水辺課
土木部	道路管理課
土木部	道路整備課
土木部	下水道経営課
土木部	下水道整備課

254-8686 平塚市浅間町9番1号
電話 0463(23)1111（代表）